

第1節

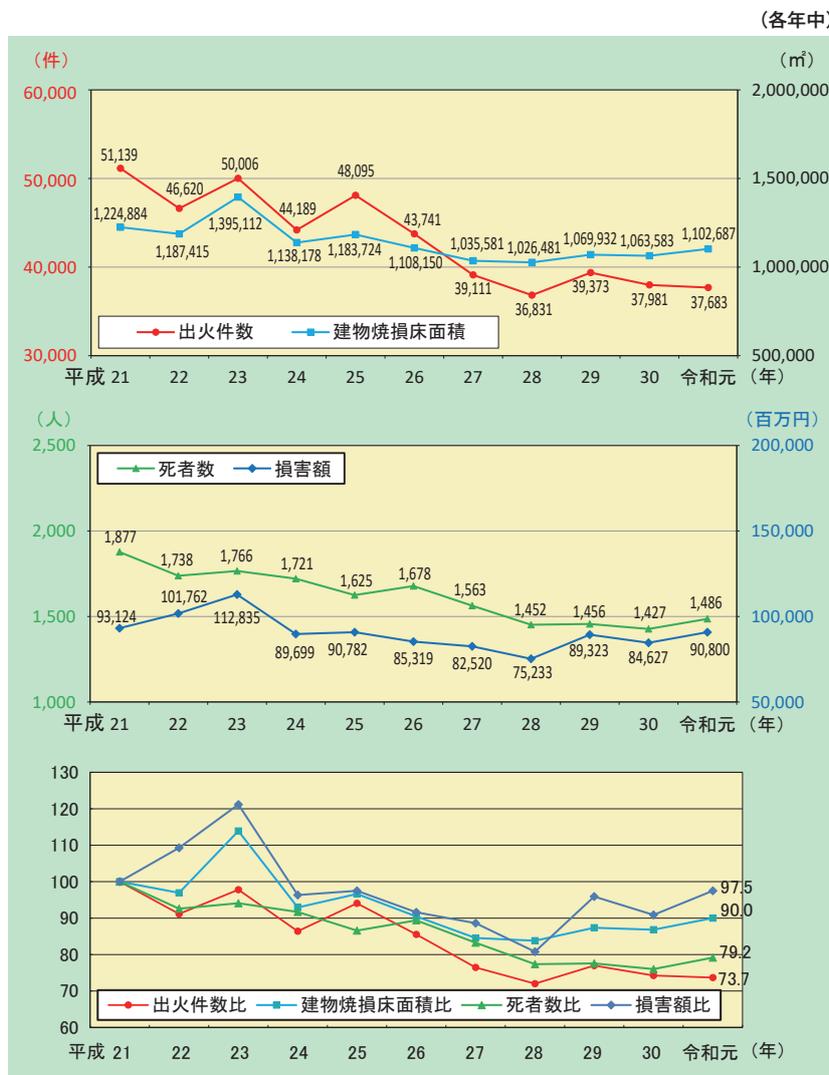
火災予防

火災の現況と最近の動向

平成21年以降の出火件数をみると、おおむね減少傾向となっており、令和元年中の出火件数は、3万7,683件と前年に比べ298件（0.8%）減少しており、

10年前（平成21年中の出火件数）の73.7%となっている。また、火災による死者数も、平成21年以降おおむね減少傾向にあり、令和元年中の火災による死者数は、1,486人と前年に比べ59人（4.1%）増加しているが、10年前（平成21年中の火災による死者数）の79.2%となっている（第1-1-1図、第1-1-1表）。

第1-1-1図 火災の推移と傾向図



- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 各年の数値は、1月～12月に発生した火災を集計したもの、以下本節において、ことわりのない限り同じ。
 3 「出火件数」、「死者数」、「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」は左軸を、「建物焼損床面積」、「損害額」は右軸を参照
 4 「出火件数比」、「建物焼損床面積比」、「死者数比」、「損害額比」については、平成21年中の値を100とした比

第1-1-1表 火災の状況

(各年中)

区 分	平成21年	平成30年 (A)	令和元年 (B)	増 減 (B)-(A) (C)	増減率 (C)/(A)×100 (%)
出火件数(件)	51,139	37,981	37,683	△ 298	△ 0.8
建物火災	28,372	20,764	21,003	239	1.2
林野火災	2,084	1,363	1,391	28	2.1
車両火災	5,326	3,660	3,585	△ 75	△ 2.0
船舶火災	109	69	69	0	0.0
航空機火災	4	1	1	0	0.0
その他の火災	15,244	12,124	11,634	△ 490	△ 4.0
焼損棟数(棟)	38,800	29,962	30,653	691	2.3
全 焼	8,433	7,138	7,404	266	3.7
半 焼	2,537	1,658	1,631	△ 27	△ 1.6
部 分 焼	11,034	7,833	7,853	20	0.3
ぼ や	16,796	13,333	13,765	432	3.2
建物焼損床面積(m ²)	1,224,884	1,063,583	1,102,687	39,104	3.7
建物焼損表面積(m ²)	123,176	117,981	111,123	△ 6,858	△ 5.8
林野焼損面積(a)	106,400	60,624	83,651	23,027	38.0
死者(人)	1,877	1,427	1,486	59	4.1
負傷者(人)	7,654	6,114	5,865	△ 249	△ 4.1
り災世帯数(世帯)	25,487	18,180	18,364	184	1.0
全 損	5,554	3,978	4,173	195	4.9
半 損	2,085	1,233	1,206	△ 27	△ 2.2
小 損	17,848	12,969	12,985	16	0.1
り災人員(人)	61,517	39,758	39,983	225	0.6
損 害 額(百万円)	93,124	84,627	90,800	6,173	7.3
建物火災	87,365	76,353	84,186	7,833	10.3
林野火災	521	202	269	67	33.0
車両火災	2,332	2,227	2,259	32	1.4
船舶火災	721	859	254	△ 605	△ 70.4
航空機火災	74	730	3	△ 727	△ 99.6
その他の火災	1,432	3,172	3,286	114	3.6
爆 発	680	1,084	543	△ 541	△ 49.9
出 火 率(件/万人)	4.0	3.0	3.0	△ 0.0	-

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 「建物火災」とは、建物又はその収容物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

3 「林野火災」とは、森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

4 「車両火災」とは、自動車車両、鉄道車両及び被けん引車又はこれらの積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

5 「船舶火災」とは、船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

6 「航空機火災」とは、航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

7 「その他の火災」とは、建物火災、林野火災、車両火災、船舶火災及び航空機火災以外の火災(空地、田畑、道路、河川敷、ごみ集積場、屋外物品集積所、軌道敷、電柱類等の火災)をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

8 死者には、火災により負傷した後、48時間以内に死亡した者を含む。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

9 出火率とは、人口1万人当たりの出火件数をいう。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

10 損害額等については、調査中のものがあり、変動することがある。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

11 △は負数を表す。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

12 増減率は、表示単位未満を四捨五入した。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

13 人口は、平成21年については3月31日現在の住民基本台帳、平成30年、令和元年については1月1日現在の住民基本台帳による。

14 火災が2種以上にわたった場合、火災件数は損害額の大きい方で計上し、損害額は、火災による損害を受けたものの火災種別(建物、林野、車両、船舶、航空機、その他の別)ごとに計上している。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

15 「爆発」による損害額については、火災種別に関わらず、「損害額」中の「爆発」に計上している。

16 合計欄の値が四捨五入により各値の合計と一致しない場合がある。以下本節において、ことわりのない限り同じ。

1. 出火状況

(1) 1日当たり103件の火災が発生

令和元年中の出火件数3万7,683件を1日当たりで見ると、103件/日の火災が発生したことになる(附属資料1-1-9)。

出火件数について、その構成比をみると、建物火災が全火災の55.7%で最も高い比率を占めている(附属資料1-1-10)。

また、出火件数を四季別にみると、火気を使用する機会が多い冬季から春季にかけての出火件数が総出火件数の59.5%となっており、損害額の57.0%を占めて

いる（附属資料 1-1-11）。

（2）出火率は 3.0 件／万人

出火率（人口 1 万人当たりの出火件数）は、全国平均で 3.0 件／万人となっている（第 1-1-2 表）。

また、出火率を都道府県別にみると、最も高いのは青森県で 4.7 件／万人となっている。一方、最も低いのは、富山県の 1.8 件／万人で、同県は平成 3 年（1991 年）以降連続して最も出火率が低くなっている（第 1-1-3 表）。

第 1-1-2 表 出火率、出火件数、人口及び世帯数の変化

区 分	(各年中)		
	平成21年	令和元年	増減率 (%)
出火率 (件/万人)	4.0	3.0	—
出火件数 (件)	51,139	37,683	△ 26.3
建物火災 (件)	28,372	21,003	△ 26.0
人 口 (人)	127,076,183	127,443,563	0.3
世帯数 (世帯)	52,877,802	58,527,117	10.7

- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 人口及び世帯数は、平成 21 年については 3 月 31 日現在の住民基本台帳、令和元年については平成 31 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳による。

第 1-1-3 表 都道府県別出火率

(令和元年中)

都道府県	出火件数 (件)	人 口 (万人)	出火率 (件/万人)		都道府県	出火件数 (件)	人 口 (万人)	出火率 (件/万人)	
				順位					順位
1 北海道	1,892	530	3.6	17	25 滋賀	383	142	2.7	37
2 青森	606	129	4.7	1	26 京都	501	256	2.0	45
3 岩手	443	125	3.5	20	27 大阪	2,007	885	2.3	42
4 宮城	654	230	2.8	33	28 兵庫	1,507	557	2.7	36
5 秋田	356	100	3.6	18	29 奈良	385	136	2.8	34
6 山形	332	110	3.0	27	30 和歌山	346	96	3.6	15
7 福島	657	190	3.5	23	31 鳥取	219	57	3.9	8
8 茨城	1,249	294	4.3	4	32 島根	267	69	3.9	7
9 栃木	760	198	3.8	9	33 岡山	662	191	3.5	22
10 群馬	805	198	4.1	5	34 広島	841	284	3.0	29
11 埼玉	1,867	738	2.5	40	35 山口	513	138	3.7	10
12 千葉	1,863	631	3.0	30	36 徳島	277	75	3.7	11
13 東京	4,120	1,374	3.0	28	37 香川	331	99	3.4	24
14 神奈川	1,920	919	2.1	44	38 愛媛	395	138	2.9	32
15 新潟	528	226	2.3	41	39 高知	256	72	3.6	16
16 富山	190	106	1.8	47	40 福岡	1,348	513	2.6	39
17 石川	223	115	1.9	46	41 佐賀	305	83	3.7	13
18 福井	170	79	2.2	43	42 長崎	425	137	3.1	25
19 山梨	359	83	4.3	2	43 熊本	631	178	3.5	19
20 長野	905	210	4.3	3	44 大分	427	116	3.7	12
21 岐阜	624	204	3.1	26	45 宮崎	384	110	3.5	21
22 静岡	1,010	373	2.7	35	46 鹿児島	645	164	3.9	6
23 愛知	2,009	757	2.7	38	47 沖縄	426	148	2.9	31
24 三重	660	182	3.6	14	合計	37,683	12,744	3.0	

- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 順位は出火率が高い都道府県から順に、1 位、2 位・・・47 位としている。
 3 人口は、平成 31 年 1 月 1 日現在の住民基本台帳による。

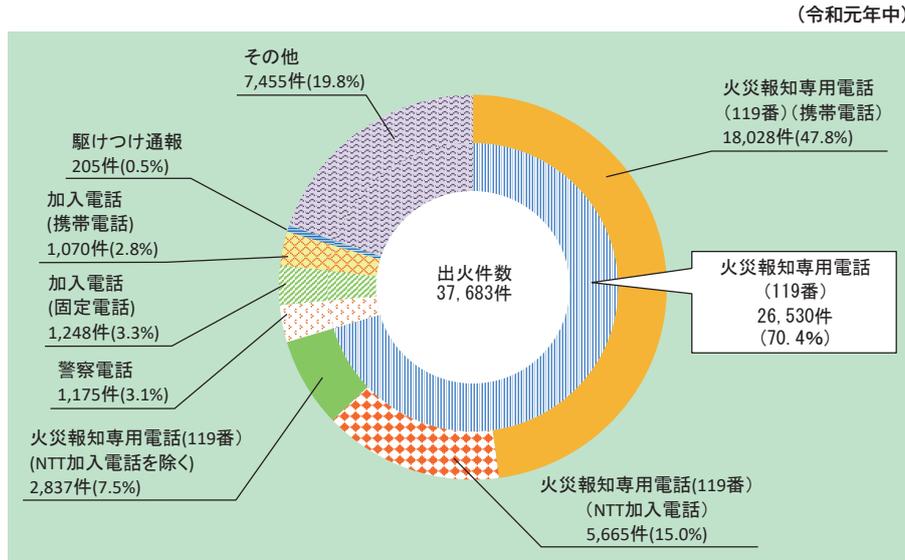
（3）火災覚知方法は 119 番通報が最多

消防機関における火災覚知方法をみると、火災報知

専用電話（119 番）*1 による通報が 70.4% と最も多い（第 1-1-2 図）。

* 1 火災報知専用電話：通報者等が行う火災や救急等に関する緊急通報を、消防機関が受信するための専用電話をいう。なお、電気通信番号計画において、消防機関への緊急通報に関する電気通信番号は「119」と定められている。

第1-1-2 図 火災覚知方法別出火件数



(備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「その他」には事後聞知(消防機関が「このような火災があった」という通報を受けた場合をいう。)6,822件を含む。

(4) 初期消火の方法は消火器の使用が最多

初期消火の方法をみると、消火器を使用したものが19.6%と初期消火が行われたものの中(その他を除く。)で最も高い比率になっている。一方で初期消火を行わなかったものは36.7%となっている(附属資料1-1-12)。

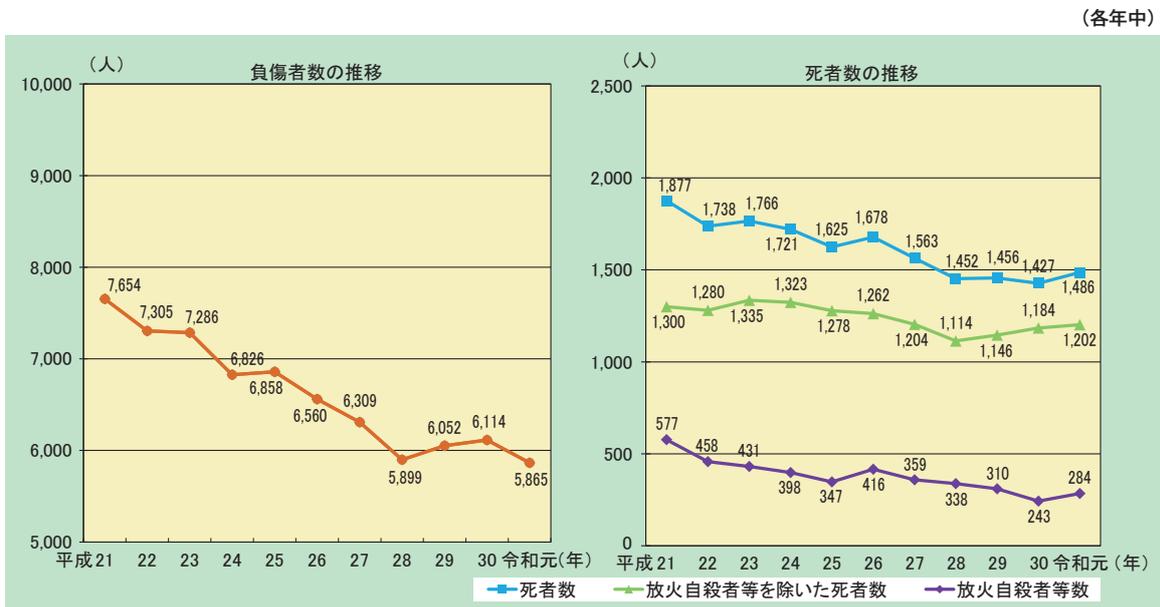
そのうち放火自殺者、放火自殺の巻き添えとなった者及び放火殺人による死者(以下「放火自殺者等」という。)を除いた死者数は1,202人と前年に比べ増加している。一方、負傷者数は5,865人と前年に比べ減少しており、近年は、おおむね減少傾向にある。また、放火自殺者等は、火災による死者の総数の19.1%を占めている(第1-1-3図)。

2. 火災による死者の状況

(1) 火災による死者の状況

令和元年中の「火災による死者数」は1,486人で、

第1-1-3 図 火災による死傷者数の推移



(備考) 「火災報告」により作成

ア 1日当たりの火災による死者数は4.1人

1日当たりの火災による死者数は4.1人となっている（附属資料1-1-9）。

人口10万人当たりの火災による死者数を都道府県別にみると、最も多いのは青森県で2.9人、最も少ないのは熊本県で0.7人となっている。また、全国平均では1.2人となっている（附属資料1-1-13）。

死者発生状況を月別で見ると、火気を使用する機会が多い1月、2月が多くなっている（附属資料1-1-14、附属資料1-1-15）。

火災100件当たりの死者発生状況を時間帯別にみると、1時から4時の時間帯で多くなっている（附属資

料1-1-16、附属資料1-1-17）。

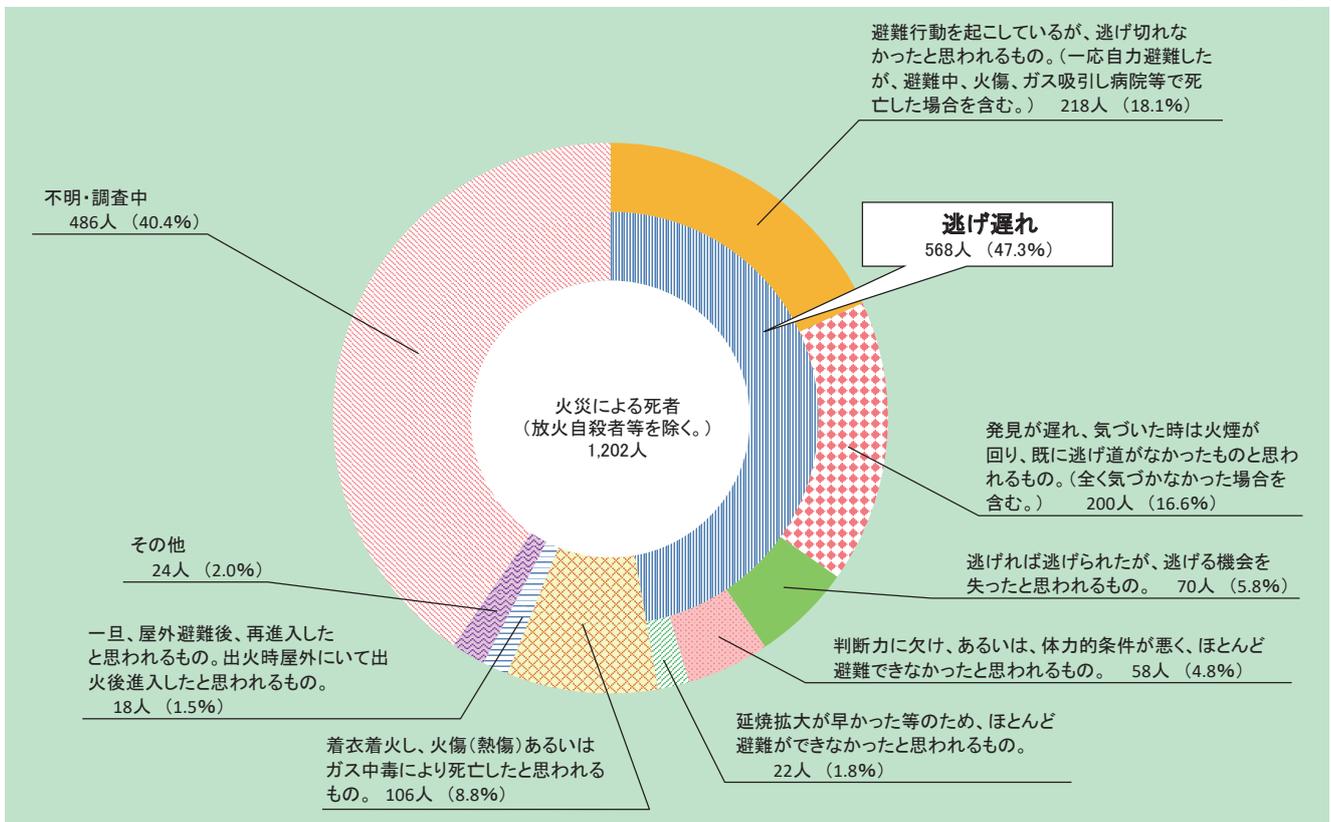
イ 死因は火傷、次いで一酸化炭素中毒・窒息が多い

死因は、火傷が最も多く、次いで一酸化炭素中毒・窒息となっている（附属資料1-1-18）。

死亡に至った経過をみると、死者数（放火自殺者等を除く。）のうち、逃げ遅れが全体の47.3%を占めている。その中でも「避難行動を起こしているが、逃げ切れなかったと思われるもの（一応自力避難したが、避難中火傷、ガス吸引し病院等で死亡した場合を含む。）」が最も多く、全体の18.1%を占めている（第1-1-4図、附属資料1-1-19）。

第1-1-4図 火災による経過別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

（令和元年中）



（備考）「火災報告」により作成

ウ 高齢者の死者が842人で70.0%

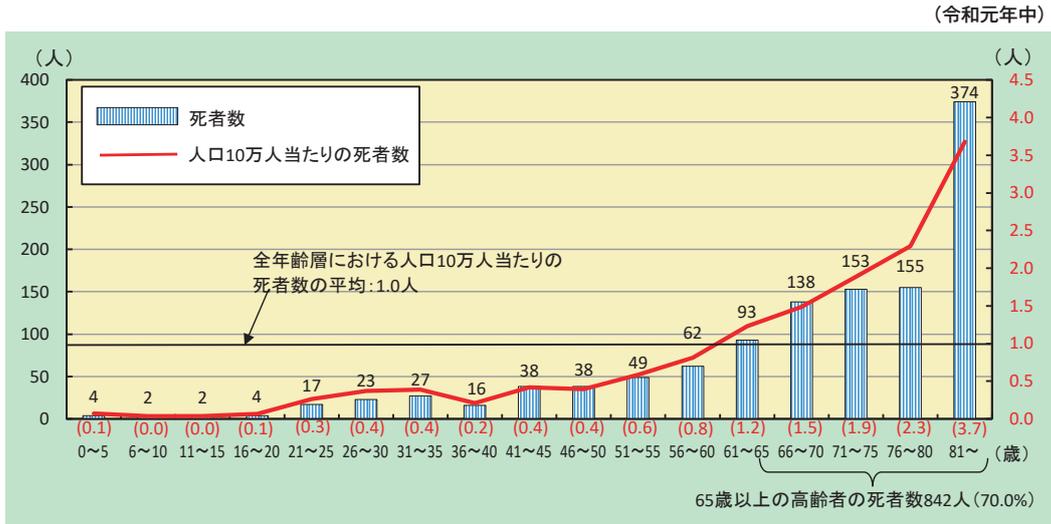
死者数（放火自殺者等を除く。）を年齢別で見ると、65歳以上の高齢者が70.0%を占めており、特に81歳以上が多くなっている。

年齢階層別の人口10万人当たりの死者数（放火自殺者等を除く。）は、年齢が高くなるに従って著しく

増加しており、特に81歳以上の階層が、全年齢階層における平均の3.7倍となっている（第1-1-5図）。

また、放火自殺者等を年齢別・性別にみると、男性の76歳～80歳の階層が最も多くなっている（附属資料1-1-20、附属資料1-1-21）。

第1-1-5図 火災による年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 () 内は、人口10万人当たりの死者数を示す。
 3 「死者数」については左軸を、「人口10万人当たりの死者数」については右軸を参照
 4 年齢不明者7人を除く。
 5 人口は、令和元年10月1日現在の人口推計（総務省統計局）による。

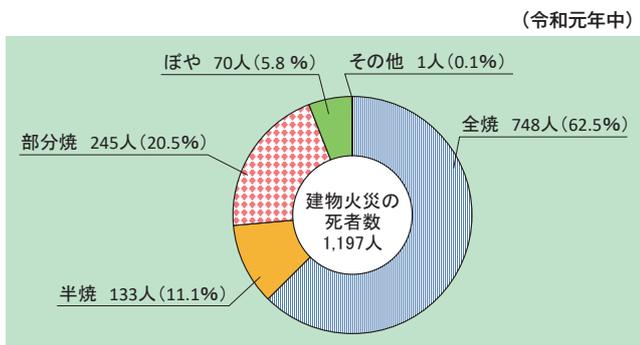
(2) 建物火災による死者の状況

ア 建物火災による死者は、死者総数の80.6%で最多

建物火災による死者数は、1,197人で、火災による死者の80.6%を占めている。建物火災による負傷者は4,889人で、火災による負傷者の83.4%と、火災による死傷者の多くが建物火災により発生している（附属資料1-1-23）。

また、建物焼損程度別の死者発生状況を見ると、全焼の場合が62.5%を占めている（第1-1-6図、附属資料1-1-24）。

第1-1-6図 建物火災における焼損程度ごとの死者発生状況



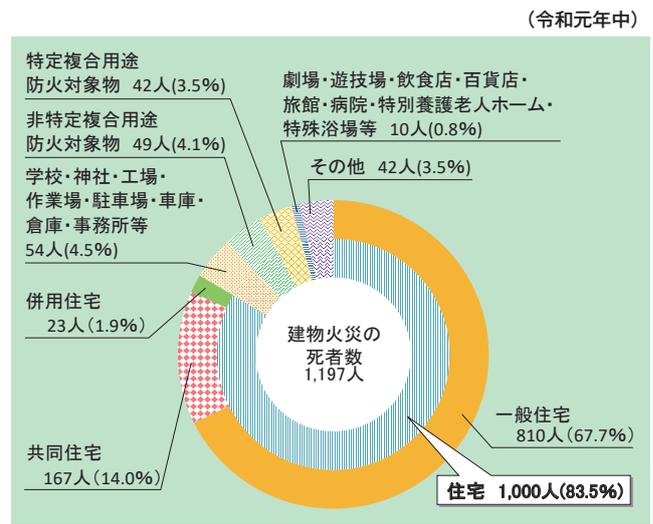
- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 「全焼」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の70%以上のもの、又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えて再使用できないものをいう。
 3 「半焼」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の20%以上のもので全焼に該当しないものをいう。
 4 「部分焼」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の20%未満のものでほかやに該当しないものをいう。
 5 「ほか」とは、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の評価額の10%未満であり焼損床面積が1㎡未満のもの、建物の焼損部分の損害額が火災前の建物の10%未満であり焼損面積が1㎡未満のもの、又は取容物のみ焼損したものをいう。

料1-1-24)。

イ 建物火災による死者の83.5%が住宅で発生

建物用途別にみると、住宅での死者が1,000人で、建物火災による死者の83.5%を占めている（第1-1-7図、附属資料1-1-25）。

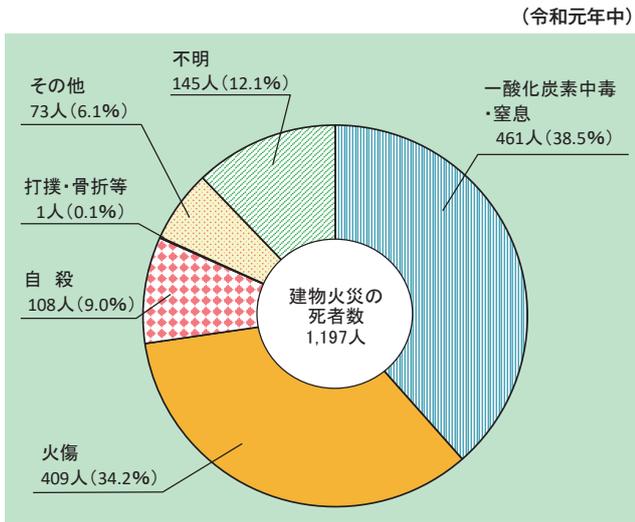
第1-1-7図 建物用途別の死者発生状況



(備考) 「火災報告」により作成

また、死因別では一酸化炭素中毒・窒息による死者が38.5%で最も多くなっている（第1-1-8図、附属資料1-1-26）。

第1-1-8 図 建物火災の死因別死者発生状況



(備考) 「火災報告」により作成

(3) 住宅火災による死者の状況

ア 住宅火災の死者は減少傾向

令和元年中の住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)は899人と、前年と比較して47人(5.0%)

減少し、おおむね減少傾向となっている。

また、住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)のうち65歳以上の高齢者の死者数は662人で、全体の73.6%を占めている(第1-1-9図)。

イ 死者数は高齢者層で著しく高い

年齢階層別の人口10万人当たりの死者数(放火自殺者等を除く。)は、年齢が高くなるに従って著しく増加しており、特に81歳以上の階層では、全年齢階層における平均の約4倍となっている(第1-1-10図)。

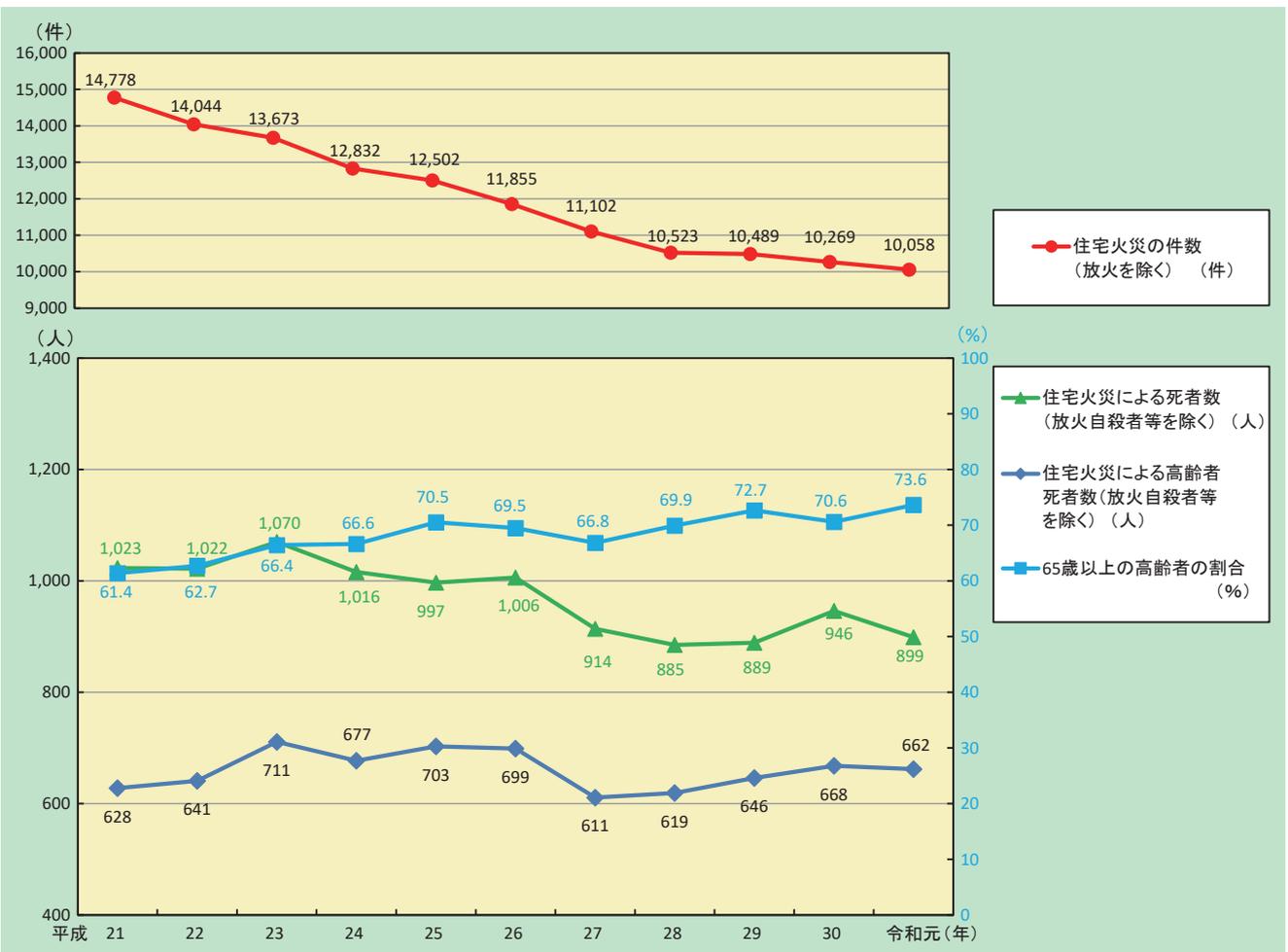
ウ たばこを発火源とした火災による死者が最多

住宅火災の発火源別死者数(放火自殺者等を除く。)をみると、たばこによる死者が最も多く、次いでストーブ、電気器具となっている(不明を除く。)(第1-1-11図)。

また、住宅火災の着火物(発火源から最初に着火した物)別死者数(放火自殺者等を除く。)をみると、

第1-1-9 図 住宅火災の件数及び死者の推移(放火自殺者等を除く。)

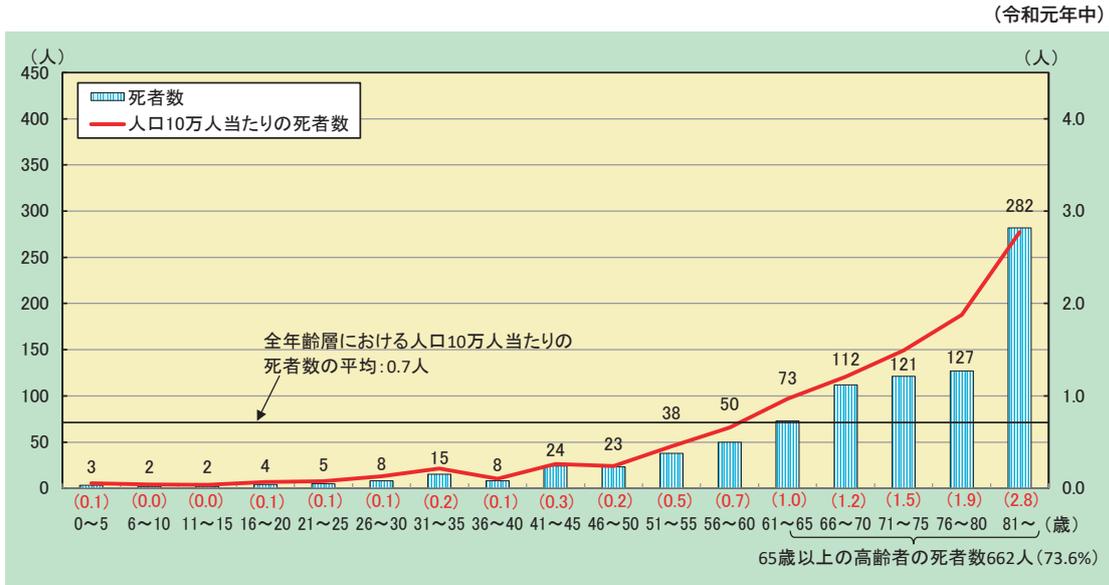
(各年中)



(備考) 1 「火災報告」により作成

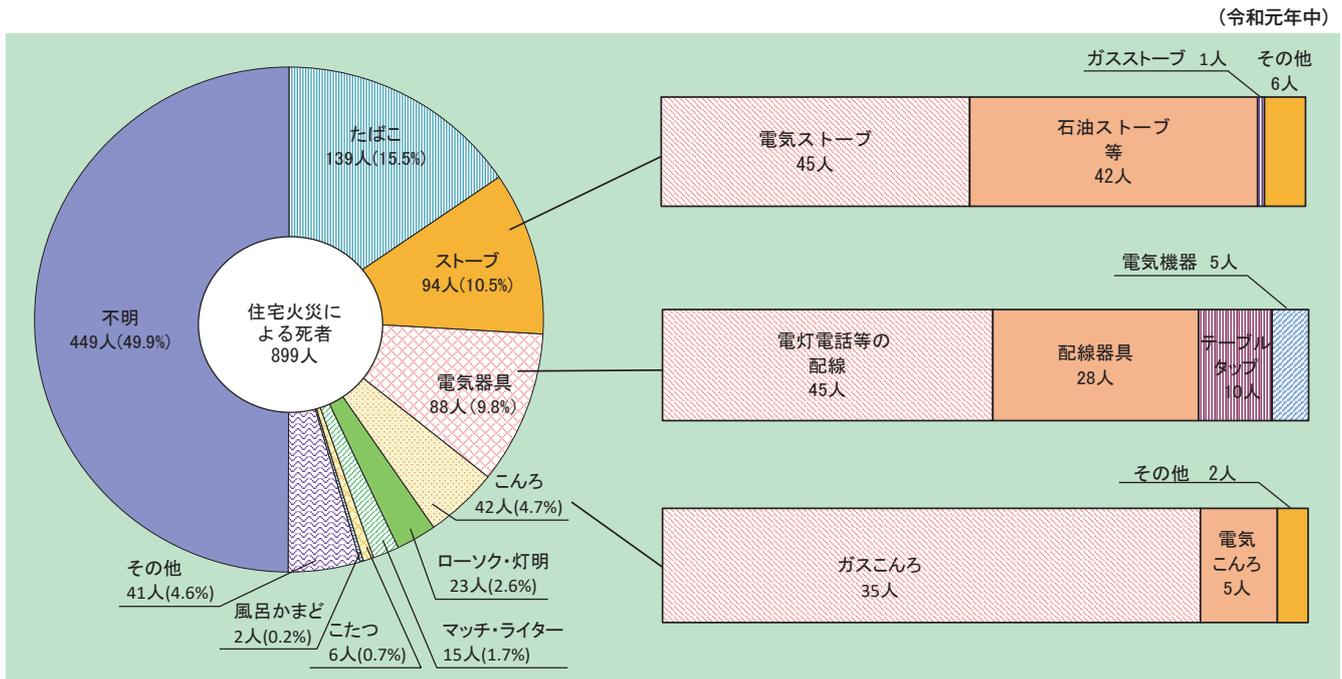
2 「住宅火災の件数(放火を除く)」、「住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く)」、「住宅火災による高齢者死者数(放火自殺者等を除く)」については左軸を、「65歳以上の高齢者の割合」については右軸を参照

第 1-1-10 図 住宅火災における年齢階層別死者発生状況（放火自殺者等を除く。）



- (備考) 1 「火災報告」により作成
 2 () 内は人口10万人当たりの死者数を示す。
 3 「死者数」については左軸を、「人口10万人当たりの死者数」については右軸を参照
 4 年齢不明者2人を除く。
 5 人口は、令和元年10月1日現在の人口推計（総務省統計局）による。

第 1-1-11 図 住宅火災の発火源別死者数（放火自殺者等を除く。）



(備考) 「火災報告」により作成

寝具類に着火した火災による死者が最も多く、次いで衣類、屑類となっている（不明を除く。）（第 1-1-12 図）。

エ 0時から6時までの時間帯の住宅火災で多くの死者が発生

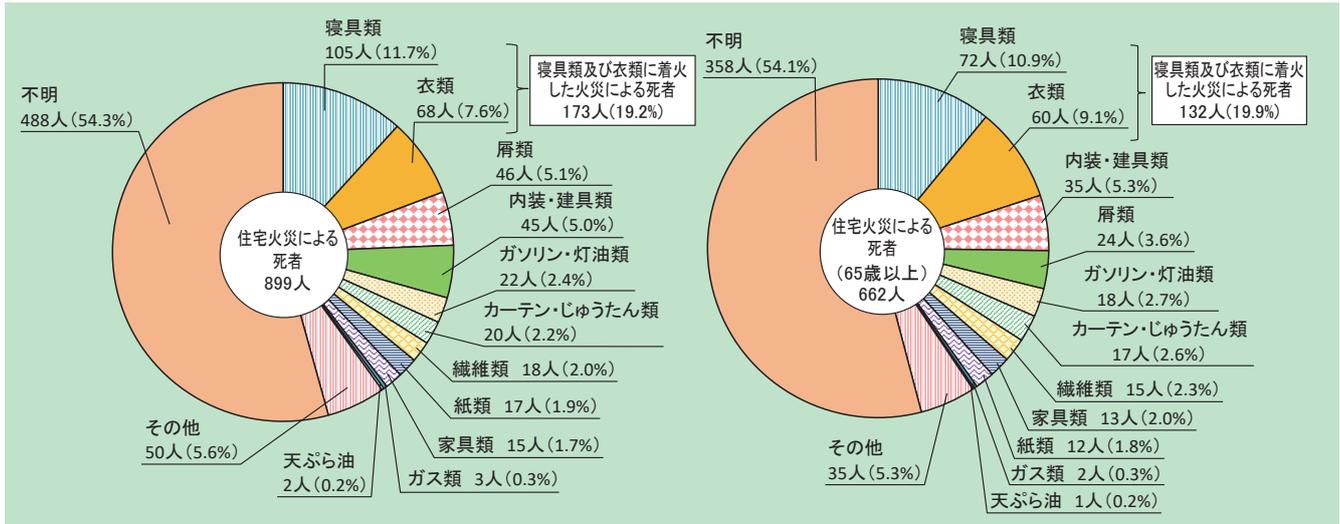
住宅火災の死者（放火自殺者等を除く。）を時間帯

別にみると、0時から6時までの時間帯の平均は全時間帯の平均の1.4倍となっている（第 1-1-13 図、附属資料 1-1-27）。

また、死者（放火自殺者等を除く。）の発生状況を死に至った経過別にみると、逃げ遅れが446人と最も多くなっている（第 1-1-14 図）。

第1-1-12 図 住宅火災の着火物別死者数（放火自殺者等を除く。）

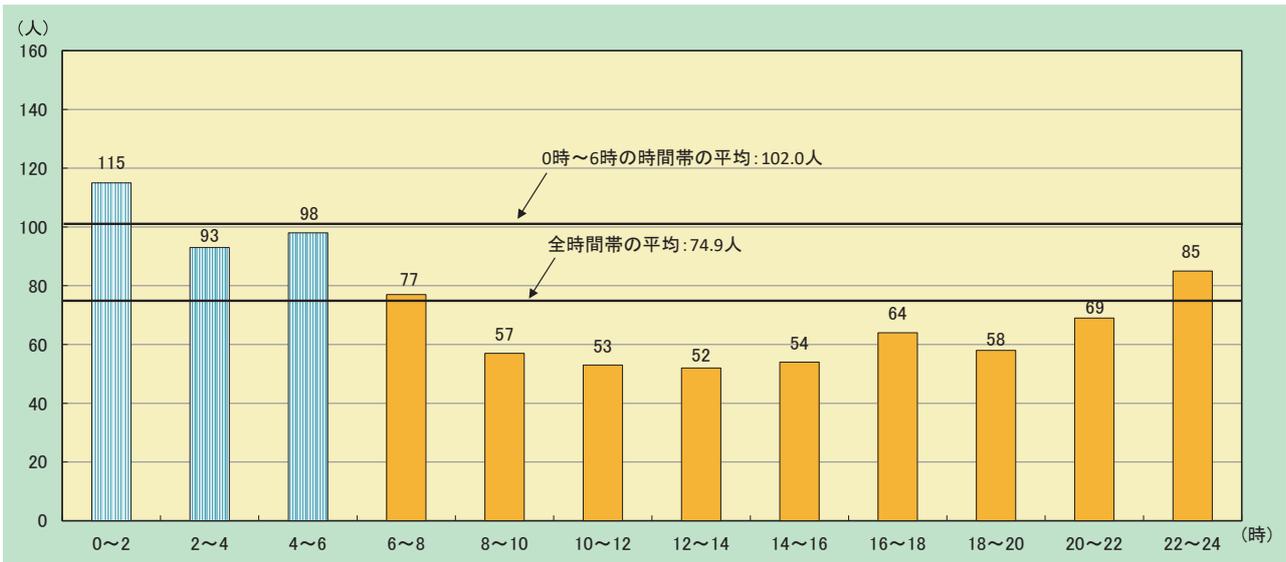
（令和元年中）



（備考）「火災報告」により作成

第1-1-13 図 時間帯別住宅火災の死者発生状況（放火自殺者等を除く。）

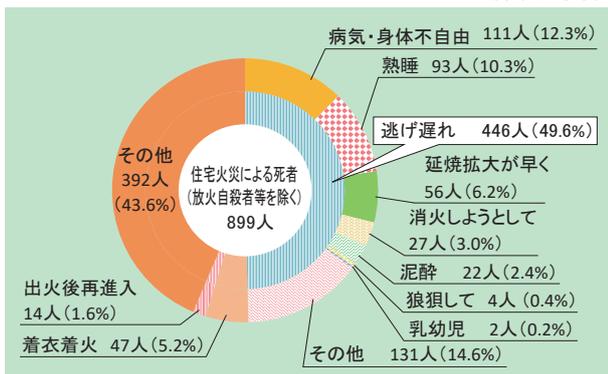
（令和元年中）



- （備考）
- 「火災報告」により作成
 - 「各時間帯の数値」は、出火時刻が不明の火災の308件による死者24人を除く集計結果。「全時間帯の平均」は、出火時刻が不明である火災を含む平均
 - 例えば、時間帯の「0~2」は、出火時刻が0時0分~1時59分の間であることを表す。

第1-1-14 図 住宅火災の死に至った経過別死者発生状況（放火自殺等を除く。）

（令和元年中）



（備考）「火災報告」により作成

3. 火災による損害額

消防本部（消防本部を設置していない場合は市町村）は、火災原因の調査に併せて火災による損害についても調査を行っており、その調査結果から損害額を算定している。

令和元年中の損害額は908億円で、前年に比べ7.3%増加した（附属資料1-1-28）。

これを出火原因別で見ると、電灯電話等の配線による損害額が最も多く、次いで電気機器、たばことなっている（附属資料1-1-29）。

また、火災による損害額は、建物火災によるものが

圧倒的に多く、全体の92.7%を占めている（第1-1-1表）。

4. 出火原因

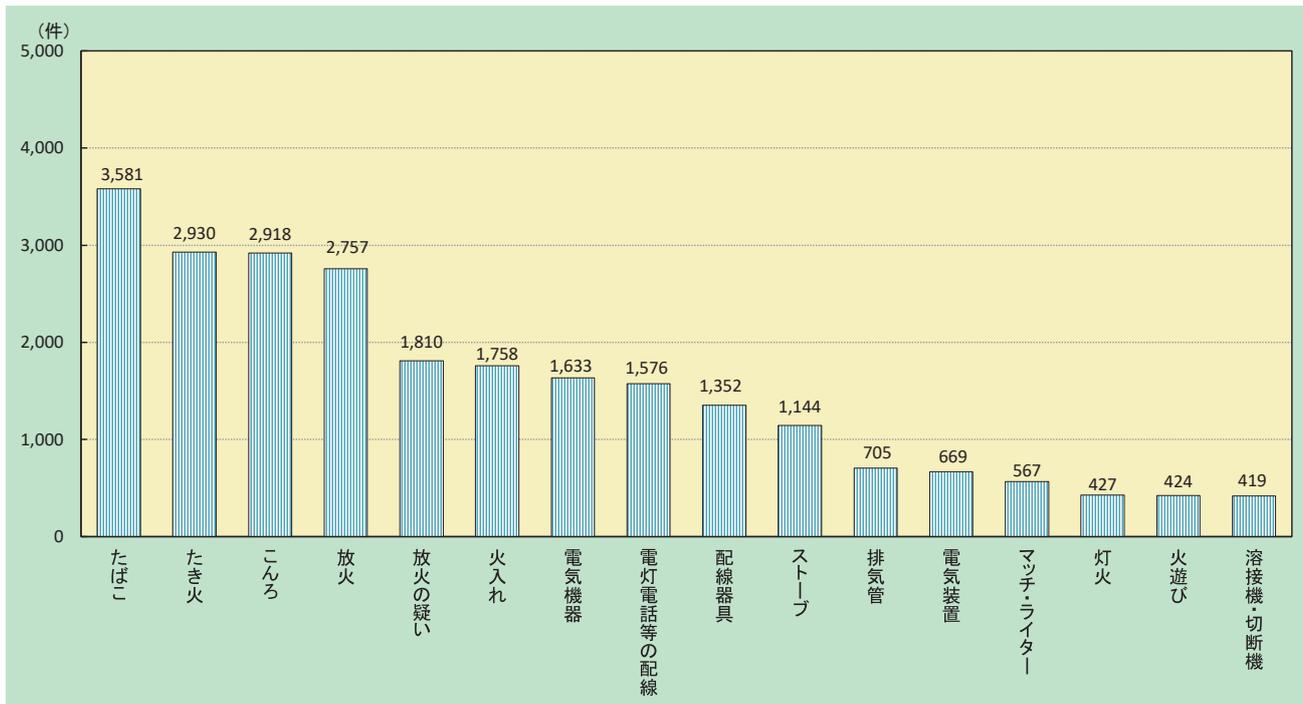
令和元年中の出火件数3万7,683件のうち、失火に

よる火災は全体の73.5%であり、その多くは火気の取扱いの不注意や不始末から発生している（附属資料1-1-30）。

出火原因別にみると、たばこが3,581件と最も多く、次いでたき火が2,930件、こんろが2,918件となっている（第1-1-15図）。

第1-1-15図 主な出火原因別の出火件数

（令和元年中）



（備考）「火災報告」により作成

また、全火災の着火物別出火件数は、枯草が全体の16.4%を占め、最も多くなっている（附属資料1-1-31）。

（1）「たばこ」による火災の半数以上は不適切な場所への放置によるもの

たばこによる火災は、3,581件で全火災の9.5%を占めている。主な経過別出火状況を見ると、不適切な場所への放置によるものが2,194件と半数以上を占めている（第1-1-4表、第1-1-15図）。

（2）「放火」及び「放火の疑い」の合計は減少

放火による出火件数は、おおむね減少傾向が続いて

おり、令和元年中の放火による出火件数は2,757件と前年に比べ減少しており、全火災の7.3%を占めている。これに放火の疑いを加えると4,567件で、前年に比べ減少し、全火災の12.1%となっている（第1-1-5表、第1-1-15図、第1-1-16図）。

次に、放火及び放火の疑いによる火災を発火源別にみると、ライターによるものが1,296件と最も多くなっている（第1-1-5表）。

また、放火及び放火の疑いによる火災1件当たりの損害額を時間帯別にみると、8時～10時の時間帯が最も多くなっている（附属資料1-1-32、附属資料1-1-33）。

第1-1-4表 たばこによる火災の損害状況

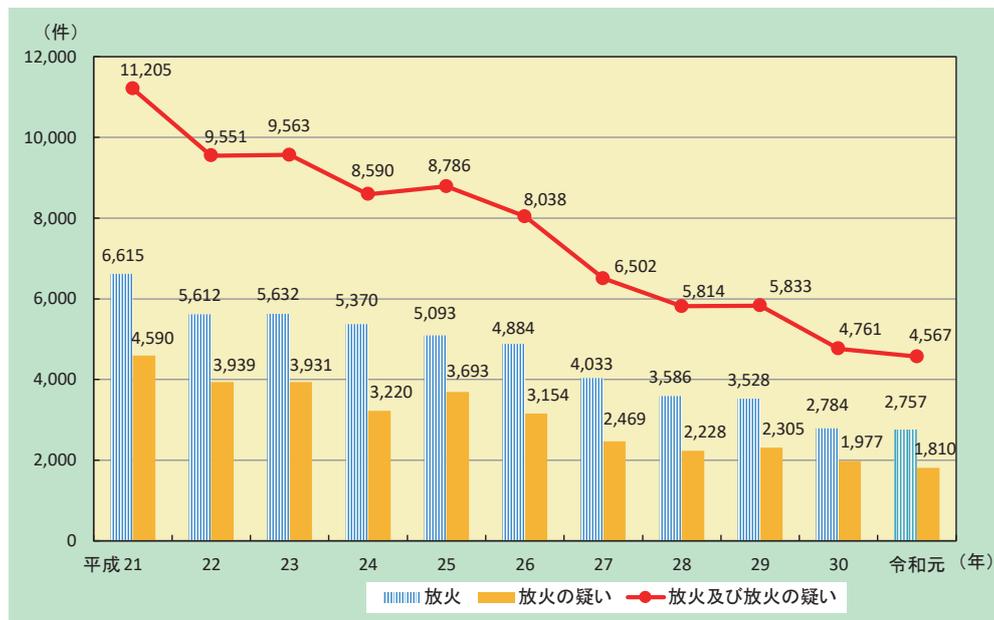
(各年中)

区分	たばこ		
	平成30年	令和元年	増減数
出火件数(件)	3,414	3,581	167
建物火災	1,948	2,056	108
車両火災	158	169	11
林野火災	62	76	14
船舶火災	2	2	0
航空機火災	0	0	0
その他の火災	1,244	1,278	34
主な経過別出火件数(件)			
不適当な場所への放置	2,142	2,194	52
火源の転倒・落下	623	658	35
火源が動いて接触する	121	150	29
建物焼損床面積(m ²)	49,533	63,927	14,394
建物焼損表面積(m ²)	6,006	7,558	1,552
林野焼損面積(a)	1,792	3,901	2,109
損害額(万円)	384,929	521,294	136,365

(備考)「火災報告」により作成

第1-1-16図 放火及び放火の疑いによる火災件数の推移

(各年中)



(備考)「火災報告」により作成

第1-1-5表 放火及び放火の疑いによる火災の損害状況

(各年中)

区分	放火			放火の疑い			放火と放火の疑いの合計		
	平成30年	令和元年	増減数	平成30年	令和元年	増減数	平成30年	令和元年	増減数
出火件数(件)	2,784	2,757	△ 27	1,977	1,810	△ 167	4,761	4,567	△ 194
建物火災	1,334	1,287	△ 47	794	712	△ 82	2,128	1,999	△ 129
車両火災	159	176	△ 17	83	91	8	242	267	25
林野火災	19	34	△ 15	90	73	△ 17	109	107	△ 2
船舶火災	1	1	0	1	1	0	2	2	0
航空機火災	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の火災	1,271	1,259	△ 12	1,009	933	△ 76	2,280	2,192	△ 88
主な発火源別出火件数(件)									
ライターによるもの	1,010	1,040	30	287	256	△ 31	1,297	1,296	△ 1
マッチによるもの	164	179	△ 15	31	29	△ 2	195	208	13
その他のたばことマッチ	171	207	△ 36	188	165	△ 23	359	372	13
建物焼損床面積(m ²)	54,671	28,874	△ 25,797	35,495	38,192	2,697	90,166	67,066	△ 23,100
建物焼損表面積(m ²)	7,146	5,374	△ 1,772	3,543	4,155	612	10,689	9,529	△ 1,160
林野焼損面積(a)	570	183	△ 387	991	7,283	6,292	1,561	7,466	5,905
損害額(万円)	474,489	321,950	△ 152,539	213,802	231,497	17,695	688,291	553,446	△ 134,844

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 「その他のたばことマッチ」は、出火原因が、たばこ、マッチ又はライターと判定できるが、そのいずれかに確定できない場合をいう。

(3) 「こんろ」による火災の大半は消し忘れによるもの

こんろによる火災は、2,918件で全火災の7.7%を占めている。こんろの種類別では、ガスこんろによる火災が2,497件と最も多い。

主な経過別出火件数をみると、消し忘れによるものが1,355件と最も多い(第1-1-6表、第1-1-15図)。

第1-1-6表 こんろによる火災の損害状況

(各年中)

区分	こんろ		
	平成30年	令和元年	増減数
出火件数(件)	2,852	2,918	66
建物火災	2,794	2,864	70
車両火災	23	14	△9
船舶火災	0	2	2
林野火災	0	1	1
航空機火災	0	0	0
その他の火災	35	37	2
主なこんろ種類別出火件数(件)			
ガスこんろ	2,470	2,497	27
電気こんろ	248	283	35
石油こんろ	18	27	9
まき・炭・石炭こんろ	97	94	△3
主な経過別出火件数(件)			
消し忘れ	1,336	1,355	19
過熱	258	291	33
可燃物の接触	254	287	33
建物焼損床面積(m ²)	36,633	42,369	5,736
建物焼損表面積(m ²)	4,414	5,649	1,235
損害額(万円)	273,960	314,759	40,799

(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-7表 建物火災の主な出火原因と経過

(令和元年中)

主な出火原因	こんろ	たばこ	放火	電気機器	配線器具	ストーブ	電灯電話等の配線	放火の疑い	たき火	電気装置
	2,864件(13.6%)	2,056件(9.8%)	1,287件(6.1%)	1,268件(6.0%)	1,180件(5.6%)	1,108件(5.3%)	1,073件(5.1%)	712件(3.4%)	454件(2.2%)	441件(2.1%)
主な経過又は発火源	放置する、忘れ 1,350	不適当な場所への放置 947	ライター 532	短絡 331	金属の接触部が過熱 329	可燃物の接触・落下 342	短絡 549	ライター 124	火源が接触・落下 183	絶縁劣化 123
	可燃物の接触・落下 323	火源が接触・落下 647	マッチ 103	スパーク 103	スパーク 288	引火・ふく射 243	半断線 111	その他のたばこマッチ 55	火の粉が散り速く飛火する 165	短絡 73
	過熱する 285	残り火の処置が不十分 126	その他のたばこマッチ 79	絶縁劣化 88	短絡 202	考え違いにより使用を誤る 78	金属の接触部が過熱する 107	マッチ 11	残り火の処置が不十分 45	スパーク 54
	その他 906	その他 336	その他 573	その他 746	その他 361	その他 445	その他 306	その他 522	その他 61	その他 191

(備考) 1 「火災報告」により作成

2 ()内は建物火災件数21,003件に対する割合(%)

3 「その他のたばこマッチ」は、出火原因が、たばこ、マッチ又はライターと判別できるが、そのいずれかに確定できない場合をいう。

4 「可燃物の接触・落下」については、「可燃物の接触」と「可燃物の落下」を足したものの合計

5 「火源が接触・落下」については、「火源が接触」と「火源が落下」を足したものの合計

イ 建物火災の38.7%が木造建物で最多

火元建物の構造別にみると、木造建物が最も多く、8,137件となっている。火元建物以外の別棟に延焼した火災件数の割合(延焼率)を火元建物の構造別(その他・不明を除く。)にみると、木造が最も高くなっている。火元建物の構造別に火災1件当たりの焼損床面積をみると、木造は全建物火災の平均の約1.5倍となっている(附属資料1-1-36)。

また、出火件数を損害額及び焼損床面積の段階別にみると、損害額では1件の火災につき10万円未満の出火件数が建物火災全体の54.6%を占めている。焼損

5. 火災種別ごとの状況

(1) 建物火災

令和元年中の建物火災の出火件数は2万1,003件となっている(第1-1-1表)。

ア 建物火災の51.3%が住宅火災で最多

建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、住宅火災が1万784件と最も多く、全体の51.3%を占めている(第1-1-17図、附属資料1-1-34)。

建物火災では、こんろの消し忘れ、たばこの不始末、放火によるものが多くなっている(第1-1-7表)。

また、月別の出火件数をみると、冬季から春季にかけて多く発生しており、1月が最も多くなっている(附属資料1-1-35)。

床面積50㎡未満の出火件数は、建物火災全体の78.4%を占めている(附属資料1-1-37)。

ウ 全建物火災の50.7%で放水を実施

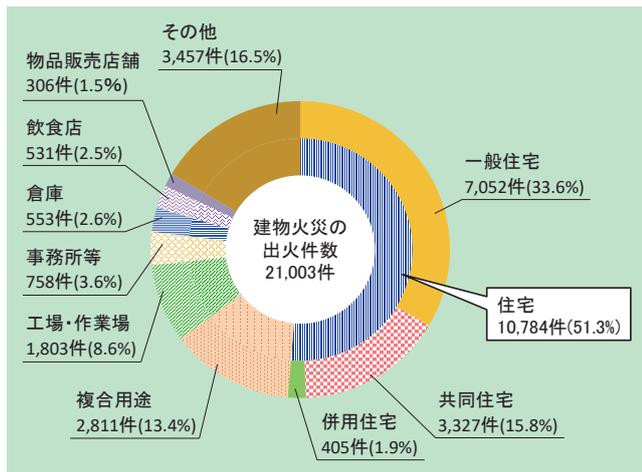
火元建物の放水開始時間別の焼損状況をみると、消防機関が火災を覚知し、消防隊が出動して放水を行った件数は、1万652件となっている(附属資料1-1-38)。

エ 30分以内に鎮火した建物火災件数2,632件

消防隊が放水した建物火災のうち、放水開始後30分

第1-1-17 図 建物火災の火元建物用途別の状況

(令和元年中)



(備考) 1 「火災報告」により作成

- 2 共同住宅、工場・作業場、事務所等、倉庫、飲食店及び物品販売店舗の区分は、消防法施行令別表第一による区分。
 なお、複合用途については、消防法施行令別表第一により区分される特定複合用途及び非特定複合用途の出火件数の合計数

以内に鎮火に至った件数は、2,632 件となっており、このうち放水開始後 11 分から 20 分までに鎮火に至ったものが 930 件と最も多くなっている (附属資料 1-1-39)。

(2) 林野火災

令和元年中の林野火災の出火件数は 1,391 件 (対前年比 28 件増)、焼損面積は 837ha (同 230ha 増)、死者数は 12 人 (同 3 人増)、損害額は 2 億 6,871 万円 (同 6,634 万円増) となっている (第 1-1-8 表)。

第1-1-8 表 林野火災の状況

区分	平成30年	令和元年	増減数	増減率
出火件数 (件)	1,363	1,391	28	2.1%
焼損面積 (a)	60,624	83,651	23,027	38.0%
死者数 (人)	9	12	3	33.3%
損害額 (万円)	20,237	26,871	6,634	32.8%

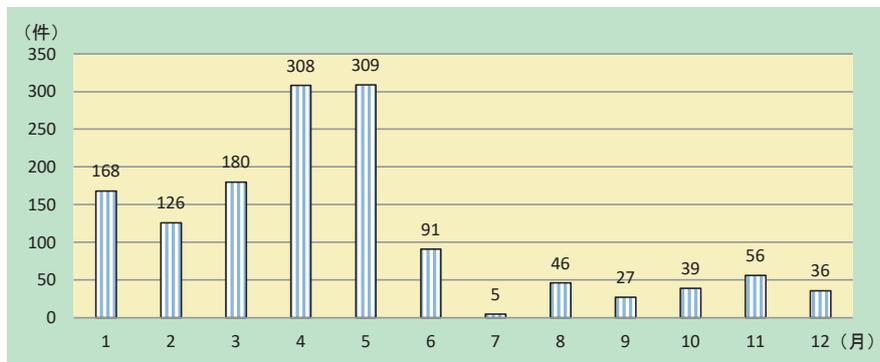
(備考) 「火災報告」により作成

林野火災の出火件数を月別にみると、5月に最も多く発生しており、次いで4月、3月と、降水量が少なく空気が乾燥し強風が吹く時期に多くなっている (第 1-1-18 図)。

林野火災の出火件数を焼損面積別にみると、焼損面積 10ha 未満は 1,382 件で、全体の 99.4% を占めている (第 1-1-9 表)。

第1-1-18 図 林野火災の月別出火件数

(令和元年中)



(備考) 「火災報告」により作成

第1-1-9 表 林野火災の焼損面積別損害状況

(令和元年中)

焼損面積 区分	10 h a 未満	10 h a 以上 20 h a 未満	20 h a 以上 30 h a 未満	30 h a 以上 40 h a 未満	40 h a 以上 50 h a 未満	50 h a 以上	計
	出火件数 (件)	1,382	4	0	3	0	
焼損面積 (a)	39,669	5,506	0	10,197	0	28,279	83,651
損害額 (万円)	14,771	563	0	5,140	0	6,397	26,871

(備考) 「火災報告」により作成

注) 損害額は単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と、その内訳を合計した数値とは一致しない場合がある。

林野火災の出火件数を原因別にみると、たき火によるものが 433 件 (全体の 31.1%) と最も多く、次いで火入れ*2 が 262 件 (同 18.8%)、放火 (放火の疑いを

含む。) が 107 件 (同 7.7%) の順となっている (第 1-1-10 表)。

*2 火入れ: 土地の利用上の目的をもって、その土地の上にある立木竹、雑草、堆積物等を面的に焼却する行為

第1-1-10表 林野火災の主な出火原因と経過

(令和元年中)

主な出火原因	たき火		火入れ		放火 (放火の疑いを含む)		たばこ		マッチ・ライター		その他 (不明・調査中を含む)	林野火災件数
	433件 (31.1%)		262件 (18.8%)		107件 (7.7%)		76件 (5.5%)		31件 (2.2%)			
主な経過 又は発火源	接触	244	接触	161	その他の たばことマッチ	20	投げ捨て	67	接触	12	-	1,391件
	飛び火	122	飛び火	65	ライター	13	接触	3	飛び火	8		
	残り火の 処置が不十分	37	残り火の 処置が不十分	12	その他	74	残り火の 処置が不十分	2	残り火の 処置が不十分	4		
	その他	30	その他	24			その他	4	その他	7		

(備考)「火災報告」により作成

(3) 車両火災

令和元年中の車両火災の出火件数は3,585件(対前年比75件減)、死者数は102人(放火自殺者等60人を含む。同32人増)、損害額(車両火災以外の火災種別に分類している車両被害は除く。)は18億1,610万円(同8,995万円減)となっている(第1-1-11表)。

車両火災の出火件数を原因別にみると、排気管によるものが614件(全体の17.1%)と最も多く、次いで交通機関内配線が329件(同9.2%)、放火(放火の疑

第1-1-11表 車両火災の状況

区分	平成30年	令和元年	増減数
出火件数(件)	3,660	3,585	△75
死者数(人)	70	102	32
(うち放火自殺者等)	(29)	(60)	31
負傷者数(人)	221	226	5
損害額(万円)	190,605	181,610	△8,995

(備考)「火災報告」により作成

いを含む。)が267件(同7.4%)の順となっている(第1-1-12表)。

第1-1-12表 車両火災の主な出火原因と経過

(令和元年中)

主な出火原因	排気管		交通機関内配線		放火 (放火の疑いを含む)		電気機器		たばこ		その他 (不明・調査中を含む)	車両火災件数
	614件 (17.1%)		329件 (9.2%)		267件 (7.4%)		236件 (6.6%)		169件 (4.7%)			
主な経過 又は発火源	着火物の 漏えい	185	電線が短絡 する	109	ライター	108	電線が短絡 する	61	投げ捨て	71	-	3,585件
	高温物の 接触	121	スパーク	38	その他の たばことマッチ	18	スパーク	51	火源の 接触・落下	66		
	可燃物の 接触	110	スパークによ る引火	31	マッチ	7	高温物の 接触	19	再燃	6		
	その他	198	その他	151	その他	134	その他	105	その他	26		

(備考)「火災報告」により作成

(4) 船舶火災

令和元年中の船舶火災の出火件数は69件(前年と同数)、死者数は0人(前年と同数)、損害額(船舶火災以外の火災種別に分類している船舶被害は除く。)は2億5,307万円(対前年比6億389万円減)となっている(第1-1-13表)。

船舶火災の出火件数を原因別にみると、排気管によ

るものが5件(全体の7.2%)と最も多く、次いで蓄電池が4件(同5.8%)、発電機、交通機関内配線、その他の配線器具、ライターがそれぞれ3件(それぞれ同3.4%)の順となっている。

(5) 航空機火災

令和元年中の航空機火災の出火件数は1件(前年と同数)、死者数は1人(対前年比1人増)、損害額(航空機火災以外の火災種別に分類している航空機被害は除く。)は300万円(同7億2,700万円減)となっている(第1-1-14表)。

第1-1-13表 船舶火災の状況

区分	平成30年	令和元年	増減数
出火件数(件)	69	69	0
死者数(人)			
負傷者数(人)	12	23	11
損害額(万円)	85,696	25,307	△60,389

(備考)「火災報告」により作成

第1-1-14表 航空機火災の状況

区分	平成30年	令和元年	増減数
出火件数(件)	1	1	0
死者数(人)		1	1
負傷者数(人)		1	1
損害額(万円)	73,000	300	△72,700

(備考)「火災報告」により作成

火災予防行政の現況

1. 住宅防火対策の現況

令和元年中の放火を除いた住宅火災の件数(1万58件)は、放火を除いた建物火災の件数(1万9,716件)の約5割となっている。また、放火自殺者等を除く住宅火災による死者数(899人)は、放火自殺者等を除

く建物火災による死者数(1,080人)の約8割となっている(附属資料1-1-25)。さらに、住宅火災による死者の約7割が65歳以上の高齢者となっている。

平成16年の消防法改正により、住宅用火災警報器の設置が、新築住宅については平成18年6月から義務化され、既存住宅についても平成23年6月までに各市町村の条例に基づき、全国の市町村において義務化された。消防庁では「住宅用火災警報器設置・維持管理対策会議」を開催し、同会議において策定された「住宅用火災警報器設置・維持管理対策基本方針」を踏まえ、全国の消防本部等において、消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と協力して、設置の徹底及び維持管理のための各種取組を展開している。令和2年7月1日時点で全国の設置率^{*3}は82.6%、条例適合率^{*4}は68.3%となっており、都道府県別にみると設置率及び条例適合率は福井県が最も高くなってい

第1-1-15表 住宅用火災警報器の都道府県別設置率及び条例適合率(令和2年7月1日時点)

都道府県	設置率	条例適合率	都道府県	設置率	条例適合率
全国	82.6%	68.3%	三重	76.3% (39)	61.8% (38)
北海道	84.1% (16)	70.8% (11)	滋賀	82.4% (21)	63.6% (31)
青森	81.0% (26)	67.5% (18)	京都	87.9% (5)	75.1% (7)
岩手	85.1% (13)	64.8% (26)	大阪	84.1% (16)	76.4% (6)
宮城	92.1% (2)	69.1% (13)	兵庫	85.5% (11)	65.7% (23)
秋田	82.5% (20)	63.6% (31)	奈良	74.9% (42)	62.3% (35)
山形	82.4% (21)	63.3% (33)	和歌山	78.9% (33)	62.3% (35)
福島	79.3% (32)	58.2% (41)	鳥取	85.4% (12)	63.8% (30)
茨城	73.1% (43)	60.2% (39)	島根	87.4% (7)	65.8% (22)
栃木	78.4% (35)	67.3% (19)	岡山	77.5% (38)	63.1% (34)
群馬	71.4% (44)	57.0% (43)	広島	87.2% (8)	79.4% (4)
埼玉	78.1% (37)	67.3% (19)	山口	79.8% (30)	65.3% (25)
千葉	75.9% (40)	52.5% (45)	徳島	79.7% (31)	65.7% (23)
東京	89.9% (4)	77.7% (5)	香川	75.6% (41)	59.2% (40)
神奈川	84.3% (15)	68.7% (14)	愛媛	78.8% (34)	68.5% (15)
新潟	87.0% (9)	72.2% (9)	高知	70.8% (45)	52.1% (46)
富山	84.9% (14)	66.2% (21)	福岡	82.8% (19)	71.8% (10)
石川	87.5% (6)	84.1% (2)	佐賀	68.1% (46)	56.8% (44)
福井	94.8% (1)	87.0% (1)	長崎	78.2% (36)	57.9% (42)
山梨	81.1% (25)	68.2% (16)	熊本	80.0% (29)	64.0% (29)
長野	80.7% (28)	64.8% (26)	大分	86.3% (10)	70.6% (12)
岐阜	81.3% (23)	64.4% (28)	宮崎	83.8% (18)	74.3% (8)
静岡	80.9% (27)	68.1% (17)	鹿児島	91.1% (3)	81.8% (3)
愛知	81.2% (24)	62.3% (35)	沖縄	57.5% (47)	43.6% (47)

()内は、設置率等が高い都道府県から順に番号を付している。

る（第1-1-15表）。

2. 防火対象物

消防法では、建築物など火災予防行政の主たる対象となるものを「防火対象物」と定義し、そのうち消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物については、その用途や規模等に応じて、火災予防のための人的体制の整備や消防用設備等*5の設置、防災物品の使用などを義務付けている。

令和2年3月31日現在、全国の防火対象物数（「防火対象物実態等調査」（消防法施行令別表第一に掲げ

る防火対象物のうち、（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物で延べ面積が150m²以上のもの及び（十七）項から（十九）項までに掲げる防火対象物が対象。）による数。以下同じ。）は、421万5,231件である。

また、21大都市（東京都特別区及び指定都市）の防火対象物数は、120万5,031件と全国の防火対象物の28.6%を占めている。特に都市部に集中しているものは、地下街（全国の86.9%）、準地下街*6（同85.7%）、性風俗特殊営業店舗等（同57.1%）などである（第1-1-16表）。

第1-1-16表 防火対象物数

（令和2年3月31日現在）

防火対象物の区分		全国	21大都市	割合(%)	防火対象物の区分		全国	21大都市	割合(%)	
(一)	イ 劇場等	4,551	663	14.6	(六)	ハ	(三) 保育所等	36,781	8,014	21.8
	ロ 公会堂等	65,049	6,274	9.6			(4) 児童発達支援センター等	3,440	546	15.9
(二)	イ キャバレー等	788	134	17.0			(5) 身体障害者福祉センター等	21,295	3,523	16.5
	ロ 遊技場等	9,370	1,790	19.1			小計	84,731	16,091	19.0
	ハ 性風俗特殊営業店舗等	175	100	57.1			ニ 幼稚園等	16,127	3,908	24.2
ニ カラオケボックス等	2,487	611	24.6	(七) 学校	125,598	28,204	22.5			
(三)	イ 料理店等	2,695	488	18.1	(八) 図書館等	7,632	860	11.3		
	ロ 飲食店	88,006	18,605	21.1	イ 特殊浴場	1,416	648	45.8		
(四)	百貨店等	158,618	28,857	18.2	ロ 一般浴場	4,141	977	23.6		
					(十) 駐車場	3,915	1,415	36.1		
(五)	イ 旅館等	60,770	8,153	13.4	(十一) 神社・寺院等	58,937	12,353	21.0		
	ロ 共同住宅等	1,370,573	528,616	38.6	(十二) 工場等	490,158	72,311	14.8		
(六)	イ	(1) 避難のために患者の介助が必要な病院	6,249	1,024	16.4	ロ スタジオ	378	156	41.3	
		(2) 避難のために患者の介助が必要な有床診療所	3,204	643	20.1	イ 駐車場等	52,165	14,742	28.3	
		(3) 病院((1)に掲げるものを除く)、有床診療所((2)に掲げるものを除く)、有床助産所	9,478	2,339	24.7	ロ 航空機格納庫	860	101	11.7	
		(4) 無床診療所、無床助産所	44,792	8,484	18.9	(十四) 倉庫	335,640	55,312	16.5	
	小計	63,723	12,490	19.6	(十五) 事務所等	489,348	110,681	22.6		
	ロ	(1) 老人短期入所施設等	43,641	8,215	18.8	(十六) 特定複合用途防火対象物	381,134	143,680	37.7	
		(2) 救護施設	239	48	20.1	ロ 非特定複合用途防火対象物	274,245	125,279	45.7	
		(3) 乳児院	147	35	23.8	(十六の二) 地下街	61	53	86.9	
		(4) 障害児入所施設	492	74	15.0	(十六の三) 準地下街	7	6	85.7	
		(5) 障害者支援施設等	6,986	1,153	16.5	(十七) 文化財	9,180	1,485	16.2	
小計	51,505	9,525	18.5	(十八) アーケード	1,248	463	37.1			
ハ	(1) 老人デイサービスセンター等	22,991	3,962	17.2	(十九) 山林	0	0	-		
	(2) 更生施設	224	46	20.5	合計	4,215,231	1,205,031	28.6		

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」（消防法施行令別表第一に掲げる防火対象物のうち、（一）項から（十六の三）項までに掲げる防火対象物で延べ面積が150m²以上のもの及び（十七）項から（十九）項までに掲げる防火対象物が対象。）により作成
 2 21大都市とは、東京都23区及び20の指定都市（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市）をいう。

*3 設置率：市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分のうち、一箇所以上設置されている世帯（自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除される世帯を含む。）の全世帯に占める割合
 *4 条例適合率：市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分の全てに設置されている世帯（自動火災報知設備の設置により住宅用火災警報器の設置が免除される世帯を含む。）の全世帯に占める割合
 *5 消防用設備等：消火、避難、その他の消防の活動のための設備等（消火器、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、避難器具及び誘導灯等）
 *6 準地下街：建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの

3. 防火管理制度

(1) 防火管理者

消防法では、多数の人を収容する防火対象物の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者*7を選任し、消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた防火管理に係る消防計画*8の作成等、防火管理上必要な業務を行わせることを義務付けている。

令和2年3月31日現在、法令により防火管理体制を確立し防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に107万7,127件あり、そのうち82.4%に当たる88万7,968件について防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、防火管理者が自らの事業所等の適正な防火管理業務を遂行するために防火管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防火対象物は83万4,777件で全体の77.5%となっている（附属資料1-1-40）。

(2) 統括防火管理者

消防法では、高層建築物（高さ31mを超える建築物）、地下街、準地下街、一定規模以上の特定防火対象物*9等で、その管理権原が分かれているものについては、各々の管理権原が存する部分ごとに防火管理者を選任して防火管理を実施する一方、建築物全体の防火管理を一体的に行うため、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物全体にわたる防火管理に係る消防計画の作成、消火、通報及び避難訓練の実施等を行わせることにより、防火対象物全体の防火安全を図ることを各管理権原者に対して義務付けている。

令和2年3月31日現在、統括防火管理者を選任しなければならない防火対象物は、全国に、8万8,224件あり、そのうち62.3%に当たる5万4,976件について統括防火管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、建物全体の防火管理を一体的に行うため、全体についての消防計画を作成し、その旨を消防機関へ

届け出ている防火対象物は5万2,521件で、全体の59.5%となっている（附属資料1-1-41）。

(3) 防火対象物定期点検報告制度

火災の発生を防止し、火災による被害を軽減するためには、消防機関のみならず防火対象物の関係者が防火対象物の火災予防上の維持管理及び消防法令への適合を図ることが重要である。

そのため、消防法では、一定の用途、構造等を有する防火対象物の管理権原者に対して、火災の予防に関して専門的知識を有する者（以下「防火対象物点検資格者」という。）による点検及び点検結果の消防機関への報告を1年に1回義務付けている。

この防火対象物点検資格者は、消防用設備等の工事等について3年以上の実務経験を有する消防設備士*10や、防火管理者として3年以上の実務経験を有する者等、火災予防に関し一定の知識を有する者であって、総務大臣の登録を受けた法人が行う講習の課程を修了し、防火対象物の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類の交付を受けた者である。

令和2年3月31日現在、防火対象物点検資格者の数は3万2,712人となっている。

また、防火対象物定期点検報告が義務付けられた防火対象物のうち管理を開始した時から3年が経過しているものは、当該防火対象物の管理権原者の申請に基づいた消防機関が行う検査により、消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合には、3年間点検・報告の義務が免除される。

なお、防火対象物が、防火対象物点検資格者によって点検基準に適合していると認められた場合は、「防火基準点検済証」を、消防機関から消防法令の基準の遵守状況が優良なものとして認定された場合は「防火優良認定証」を、それぞれ表示することができる。

*7 防火管理者：防火対象物の防火管理に関する講習の課程を修了した者等一定の資格を有し、かつ、防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者

*8 防火管理に係る消防計画：防火管理上必要な事項を定めた計画書であり、防火管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防火管理業務を遂行するもの

*9 特定防火対象物：百貨店、飲食店等の多数の者が出入りするものや病院、老人保健施設、幼稚園等要配慮者が利用するもの等の一定の防火対象物

*10 消防設備士：消防用設備等に関して専門的知識を有する者として、消防設備士免状の交付を受けている者

4. 防災管理制度

(1) 防災管理者

消防法では、切迫する大地震等の危険に対応するため、大規模・高層建築物等の管理権原者に対して、地震災害等に対応した防災管理に係る消防計画^{*11}の作成、地震発生時に特有な被害事象に関する応急体制や避難の訓練の実施等を担う防災管理者^{*12}の選任及び火災その他の災害による被害を軽減するために必要な業務等を行う自衛消防組織^{*13}の設置を義務付けている。

令和2年3月31日現在、法令により防災管理体制を確立し防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に1万53件あり、そのうち94.6%に当たる9,510件について防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。

また、防災管理者が自ら事業所等の適正な防災管理業務を遂行するために防災管理に係る消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は9,160件で全体の91.1%、自衛消防組織を設置している防災管理対象物は9,043件で全体の90.0%となっている(附属資料1-1-42)。

(2) 統括防災管理者

消防法では、防災管理を要する建築物等のうち、管理権原が分かれているものについては、各々の管理権原が存する部分ごとに防災管理者を選任して防災管理を実施する一方、建築物全体の防災管理を一体的に行うため、統括防災管理者を協議して定め、防災管理対象物全体の防火・防災安全を確立することを各管理権原者に対して義務付けている。

令和2年3月31日現在、統括防災管理者を選任しなければならない防災管理対象物は、全国に2,854件あり、そのうち92.8%に当たる2,649件について統括防災管理者が選任され、その旨が消防機関に届出されている。また、建物全体の防災管理を一体的に行うための消防計画を作成し、その旨を消防機関へ届け出ている防災管理対象物は2,583件で全体の90.5%となっている(附属資料1-1-43)。

5. 立入検査と違反是正

(1) 立入検査と違反是正の現況

消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法第4条の規定により防火対象物に立ち入って検査を行っている。

令和元年度中に全国の消防機関が行った立入検査回数は、82万7,783回となっている(附属資料1-1-44)。

立入検査等により判明した防火対象物の防火管理上の不備や消防用設備等の未設置等について、消防長又は消防署長は、消防法第8条、第8条の2又は第17条の4の規定に基づき、防火管理者の選任、消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置等必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。また、火災予防上危険であると認める場合には、消防法第5条、第5条の2又は第5条の3の規定に基づき、当該防火対象物の改修、移転、危険排除等の必要な措置や使用禁止、制限等を命ずることができるとされており、これらの命令をした場合には、その旨を公示することとされている。

このように立入検査等を行った結果、消防法令違反を発見した場合、消防長又は消防署長は、警告等の改善指導及び命令等を行い、法令に適合したものとなるよう違反状態の是正に努めている(附属資料1-1-45、附属資料1-1-46、附属資料1-1-47、附属資料1-1-48)。

特に、特定違反対象物(床面積1,500m²以上の特定防火対象物及び地階を除く階数が11以上の非特定防火対象物のうち、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備がその設置義務部分の全部又は過半にわたって未設置の防火対象物をいう。)については、火災発生時における人命の危険性が大きい等、その違反の重大性を踏まえ、厳しく指導を行っている。

なお、令和2年3月31日現在、148件の特定違反対象物が存在していることから、引き続き重点的な違反是正の徹底を図っていく必要がある(第1-1-17表)。

*11 防災管理に係る消防計画：防災管理上必要な事項を定めた計画書であり、防災管理者は当該計画を作成するとともに、本計画に基づいて防災管理業務を遂行するもの

*12 防災管理者：防災管理に関する講習の課程を修了した者等の一定の資格を有し、かつ、防災管理対象物において防災管理上必要な業務を適切に遂行できる管理的又は監督的な地位にある者で、管理権原者から選任された者

*13 自衛消防組織：防火対象物の従業員からなる人的組織であって、消防計画に定められた役割により、火災等の災害発生時における被害を軽減するための必要な業務を行うもの

第1-1-17表 特定違反対象物の改善状況の推移

区分 年度別	年度当初の 違反対象物数 (a)	年度内違反 是正対象物数 (b)	是正率(%) (c=b/a×100)
平成21年度	301	63	20.9%
平成22年度	299	69	23.1%
平成23年度	389	37	9.5%
平成24年度	179	46	25.7%
平成25年度	230	54	23.5%
平成26年度	249	56	22.5%
平成27年度	331	100	30.2%
平成28年度	359	125	34.8%
平成29年度	392	151	38.5%
平成30年度	240	95	39.6%
令和元年度	189	85	45.0%
令和2年度	148	—	—

- (備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成
 2 「年度当初の違反対象物数」は、各年度とも前年度終了時（3月31日現在）における前々年度からの違反継続対象物数と前年度中新規に覚知された違反対象物数の和である。
 3 「年度内違反是正対象物数」は、年度内に違反が是正された対象物の数である（新規に覚知されたものや廃止されたものは含まない。）。

(2) 適マーク制度

平成25年10月に全国の消防本部に通知した新たな表示制度は、消防法令及び建築法令への適合性を利用者に情報提供するものであり、平成26年4月1日から申請・受付を開始し、同年8月1日から順次、ホテル・旅館等への表示マーク（銀）の掲出が開始されている。

また、表示マーク（銀）が3年間継続して交付されており、かつ、消防法令及び建築法令に関する基準に適合しているホテル・旅館等においては、表示マーク（金）を掲出することができる。

なお、消防庁ホームページにおいて全国の適マーク交付施設を確認することができる（参照URL：https://www.fdma.go.jp/relocation/kasai_yobo/hyoujiseido/）。

(3) 違反対象物の公表制度の運用開始

平成25年12月の通知による「違反対象物の公表制

度」は、特定防火対象物で、スプリンクラー設備、屋内消火栓設備又は自動火災報知設備の設置義務があるにもかかわらず未設置であるものについて、市町村の条例に基づき、市町村等のホームページに法令違反の内容等を公表する制度であり、平成27年4月には全ての指定都市において公表制度が開始された。

また、平成30年4月から、管轄人口が20万人以上の全ての消防本部においても公表制度が開始されたほか、管轄人口が20万人未満の消防本部においても、順次開始されている。

なお、消防庁ホームページにおいて全国の市町村における公表制度の実施状況、実施予定時期等を確認することができる（参照URL：<https://www.fdma.go.jp/relocation/publication/>）。

6. 消防用設備等

(1) 消防同意の現況

消防同意は、消防機関が防火の専門家としての立場から、建築物の火災予防について設計の段階から関与し、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度である。

消防機関は、この制度の運用に当たって、建築物の防火に関する法令の規定を踏まえ、防火上の安全性及び消防活動上の観点から、よりきめ細かい審査、指導を行うとともに、この事務が迅速に処理されるよう体制の充実や連携の強化を図っている。

令和元年度の全国における消防同意事務に係る処理件数は、23万141件で、そのうち不同意としたものは10件であった（第1-1-18表）。

第1-1-18表 消防同意処理状況

内訳 申請要旨	同意		不同意		合計	
	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
新築	213,645	206,776	10	8	213,655	206,784
増築	18,533	17,220	5	0	18,538	17,220
改築	665	543	0	0	665	543
移転	101	93	0	0	101	93
修繕	132	155	0	0	132	155
模様替	110	109	0	0	110	109
用途変更	3,975	2,193	3	2	3,978	2,195
その他	2,690	3,042	1	0	2,691	3,042
合計	239,851	230,131	19	10	239,870	230,141

(備考) 「防火対象物実態等調査」により作成

(2) 消防用設備等の設置の現況

消防法では、防火対象物の関係者は、当該防火対象物の用途、規模、構造及び収容人員に応じ、所要の消防用設備等を設置し、かつ、それを適正に維持しなければならないとされている。

全国における主な消防用設備等の設置状況を特定防火対象物についてみると、令和2年3月31日現在、スプリンクラー設備の設置率（設置数／設置必要数）は99.8%、自動火災報知設備の設置率は99.4%となっている（第1-1-19表）。

消防用設備等に係る技術上の基準については、技術の進歩や社会的要請に応じ、逐次、規定の整備を行っている。近年では、平成25年10月に発生した福岡県福岡市の有床診療所火災（死者10人、負傷者5人）を踏まえ、避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設

備の設置を義務付けることとする消防法施行令の一部を改正する政令等が平成26年10月16日に公布され、平成28年4月1日から施行された。施行に際し、既存の施設については、令和7年6月30日までに設置することとする経過措置が定められた。

また、平成28年12月に発生した新潟県糸魚川市の大規模火災（焼損床面積30,213.45m²）を踏まえ、火を使用する設備又は器具を設けた飲食店等には、原則として面積にかかわらず消火器具の設置を義務付けることとする消防法施行令の一部を改正する政令等が平成30年3月28日に公布され、令和元年10月1日から施行された。

消防用設備等の設置義務違反等の消防法令違反対象物については、消防法に基づく措置命令等を積極的に発し、迅速かつ効果的な違反処理を更に進めることとしている。

第1-1-19表 全国における特定防火対象物のスプリンクラー設備及び自動火災報知設備の設置状況

(令和2年3月31日現在)

防火対象物の区分	設備の種類	設備の状況	スプリンクラー設備				自動火災報知設備			
			設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)	設置必要数	設置数	違反数	設置率(%)
(一)	イ	劇場等	809	809	0	100.0	3,798	3,791	7	99.8
	ロ	公会堂等	551	549	2	99.6	31,129	31,099	30	99.9
(二)	イ	キャバレー等	7	7	0	100.0	439	429	10	97.7
	ロ	遊技場等	710	701	9	98.7	8,592	8,582	10	99.9
	ハ	性風俗特殊営業店舗等	2	2	0	100.0	159	158	1	99.4
	ニ	カラオケボックス等	9	9	0	100.0	2,555	2,548	7	99.7
(三)	イ	料理店等	2	2	0	100.0	1,880	1,865	15	99.2
	ロ	飲食店	107	106	1	99.1	34,711	34,364	347	99.0
(四)		百貨店等	7,541	7,514	27	99.6	85,598	85,315	283	99.7
(五)	イ	旅館等	2,321	2,310	11	99.5	74,157	73,391	766	99.0
イ		避難のために患者の介助が必要な病院	3,875	3863	12	99.7	5,942	5,937	5	99.9
		避難のために患者の介助が必要な有床診療所	1,358	1354	4	99.7	2,845	2,840	5	99.8
		病院(1)に掲げるものを除く、有床診療所(2)に掲げるものを除く、有床助産所	3,608	3605	3	99.9	9,116	9,111	5	99.9
		無床診療所、無床助産所	205	205	0	100.0	21,452	21,420	32	99.9
		小計	9,046	9,027	19	99.8	39,355	39,308	47	99.9
ロ		(1)老人短期入所施設等	41,825	41,785	40	99.9	43,826	43,810	16	100.0
		(2)救護施設	196	196	0	100.0	239	239	0	100.0
		(3)乳児院	126	126	0	100.0	223	221	2	99.1
		(4)障害児入所施設	445	444	1	99.8	514	514	0	100.0
		(5)障害者支援施設等	6,588	6,572	16	99.8	7,556	7,549	7	99.9
	小計	49,180	49,123	57	99.9	52,358	52,333	25	100.0	
ハ		(1)老人デイサービスセンター等	1,359	1,353	6	99.6	15,163	15,136	27	99.8
		(2)更生施設	43	12	31	27.9	171	171	0	100.0
		(3)保育所等	108	108	0	100.0	30,787	30,772	15	100.0
		(4)児童発達支援センター等	33	33	0	100.0	1,476	1,475	1	99.9
		(5)身体障害者福祉センター等	652	648	4	99.4	17,677	17,630	47	99.7
	小計	2,195	2,154	41	98.1	65,274	65,184	90	99.9	
(六)	ニ	幼稚園等	217	217	0	100.0	14,138	14,133	5	100.0
(九)	イ	特殊浴場	20	20	0	100.0	1,325	1,323	2	99.8
(十六)	イ	特定複合用途防火対象物	20,256	20,212	44	99.8	208,030	205,739	2,291	98.9
(十六の二)		地下街	59	59	0	100.0	61	61	0	100.0
(十六の三)		準地下街	5	5	0	100.0	6	6	0	100.0
合計			93,037	92,826	211	99.8	623,565	619,629	3,936	99.4

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 設置率は、小数点第2位を四捨五入している。

(3) 消防設備士及び消防設備点検資格者

消防用設備等は、消防の用に供する機械器具に係る検定制度等により性能の確保が図られているが、工事又は整備の段階において不備・欠陥があると、火災が発生した際に本来の機能を発揮することができなくなる。このような事態を防止するため、一定の消防用設備等の工事又は整備は、消防設備士に限って行うことができることとされている。

また、消防用設備等は、いかなるときでも機能を発揮できるように日常の維持管理が十分になされることが必要であることから、定期的な点検の実施と点検結果の報告が義務付けられている。維持管理の前提となる点検には、消防用設備等についての知識や技術が必要であることから、一定の防火対象物の関係者は、消防用設備等の点検を消防設備士又は消防設備点検資格者（消防庁長官の登録を受けた法人が実施する一定の講習の課程を修了し、消防設備点検資格者免状の交付を受けた者）に行わせなければならないこととされている。

消防設備士及び消防設備点検資格者には、消防用設備等に関する新しい知識や技能の習得のため、免状取得後の一定期間ごとに再講習を受けることを義務付けることにより資質の向上を図っている。また、これらの者が消防法令に違反した場合においては、免状の返納命令等を実施している。

令和2年3月31日現在、消防設備士の数は延べ122万8,901人（附属資料1-1-49）、消防設備点検資格者の数は特種（特殊消防用設備等）727人、第1種（機械系統）16万1,049人、第2種（電気系統）15万1,683人となっている。

なお、消防用設備等の点検を適正に行った証として点検済票を貼付する点検済表示制度が、各都道府県単位で自主的に実施されており、点検実施の責任の明確化、防火対象物の関係者の適正な点検の励行が図られている。

(4) 防災規制

ア 防災物品の使用状況

建築物内等で着火物となりやすい各種の物品に燃えにくいものを使用することで、出火を防止すると同時に火災初期における延焼拡大を抑制することは、火災予防上非常に有効である。このため、高層建築物や地下街のような構造上、形態上特に防火に留意する必要のある防火対象物や、劇場や旅館、病院等の不特定多

数の人や要配慮者が利用する防火対象物（以下「防災防火対象物」という。）において使用するカーテン、どん帳、展示用合板、じゅうたん等の物品（以下「防災対象物品」という。）には、消防法により、所定の防災性能を有するもの（以下「防災物品」という。）を使用することを義務付けている。

令和2年3月31日現在、全国の防災防火対象物数は、99万6,258件であり、適合率（防災防火対象物において使用される防災対象物品が全て防災物品である防災防火対象物の割合）は、カーテン・どん帳等を使用する防災防火対象物で87.9%、じゅうたんを使用する防災防火対象物で87.6%、展示用合板を使用する防災防火対象物で84.7%となっている（第1-1-20表）。

イ 寝具類等の防災品の普及啓発

防災対象物品以外の布団やパジャマ、自動車やオートバイのボディカバー等についても、防災品を使用することは火災予防上非常に有効であることから、消防庁ではホームページ（参照URL：https://www.fdma.go.jp/relocation/html/life/yobou_contents/fire_retardant/）において、これらの防災品の効果に係る動画を掲載するなど、その普及啓発を行っている。

(5) 火を使用する設備・器具等に関する規制

火災予防の観点から、こんろ、ストーブ、給湯器、炉、厨房設備、サウナ設備などの火を使用する設備・器具等の位置、構造、管理及び取扱いについては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令に基づき各市町村が定める火災予防条例によって規制されている。

7. 消防用機械器具等の検定等 ……………

(1) 検定

消防法では、検定の対象となる消防用機械器具等（以下「検定対象機械器具等」という。）は、検定に合格し、その旨の表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

検定対象機械器具等は、消火器、閉鎖型スプリンクラーヘッド等、消防法施行令第37条に定める12品目である。

この検定は、「型式承認」（形状等が総務省令で定め

第1-1-20表 防災防火対象物数及び防災物品の使用状況

(令和2年3月31日現在)

防災防火対象物の区分	防災防火対象物数	カーテン・どん帳等を使用	左のうち防災物品を全部使用しているもの		じゅうたんを使用しているもの		左のうち防災物品を全部使用しているもの		展示用合板を使用	左のうち防災物品を全部使用しているもの	
				適合率(%)		適合率(%)		適合率(%)			
(一) イ 劇場等	4,282	2,622	2,501	95.4	1,952	1,859	95.2	479	453	94.6	
ロ 公会堂等	63,202	42,657	38,976	91.4	25,403	22,713	89.4	4,296	3,786	88.1	
(二) イ キャバレー等	746	369	276	74.8	396	320	80.8	46	41	89.1	
ロ 遊技場等	9,149	4,661	4,204	90.2	4,290	3,967	92.5	639	573	89.7	
ハ 性風俗特殊営業店舗等	190	131	112	85.5	106	92	86.8	7	4	57.1	
ニ カラオケボックス等	2,450	1,333	1,205	90.4	1,069	992	92.8	169	160	94.7	
(三) イ 料理店等	2,584	1,602	1,384	86.4	1,483	1,306	88.1	154	131	85.1	
ロ 飲食店	83,985	40,906	33,574	82.1	23,634	19,679	83.3	4,333	3,643	84.1	
(四) 百貨店等	152,672	64,871	59,246	91.3	33,312	29,721	89.2	8,341	7,256	87.0	
(五) イ 旅館等	58,734	46,102	42,423	92.0	36,936	34,293	92.8	2,817	2,420	85.9	
(六) イ 病院等	61,715	45,413	42,838	94.3	25,124	23,416	93.2	4,063	3,690	90.8	
ロ 特別養護老人ホーム等	50,118	41,461	39,454	95.2	23,423	22,214	94.8	3,846	3,574	92.9	
ハ 老人デイサービスセンター等	82,363	61,016	57,056	93.5	34,409	31,518	91.6	5,622	5,135	91.3	
ニ 幼稚園等	15,661	12,224	11,413	93.4	6,356	5,876	92.4	1,043	937	89.8	
(九) イ 特殊浴場	1,524	1,105	970	87.8	1,032	946	91.7	69	55	79.7	
(十二) ロ スタジオ	497	187	170	90.9	159	149	93.7	71	63	88.7	
(十六) イ 特定複合用途防火対象物	328,786	148,594	118,093	79.5	95,536	77,133	80.7	17,774	13,630	76.7	
ロ 非特定複合用途防火対象物	21,379	3,668	2,951	80.5	2,791	2,291	82.1	929	752	80.9	
(十六の二) 地下街	61	46	39	84.8	39	35	89.7	12	12	100.0	
(十六の三) 準地下街	7	5	3	60.0	4	3	75.0	1	1	100.0	
高層建築物	56,153	24,798	21,100	85.1	22,353	19,148	85.7	4,279	3,638	85.0	
合計	996,258	543,771	477,988	87.9	339,807	297,671	87.6	58,990	49,954	84.7	

(備考) 1 「防火対象物実態等調査」により作成

2 高層建築物(高さ31メートルを超える建築物)は、消防法施行令別表第一において区分されるものではない。また、高層建築物に該当する防火対象物は、「防災防火対象物の区分」中、「高層建築物」の欄に計上

る技術上の規格に適合している旨の承認)と「型式適合検定」(個々の検定対象機械器具等の形状等が、型式承認を受けた検定対象機械器具等の型式に係る形状等と同一であるかどうかについて行う検定)からなっている(附属資料1-1-50)。

また、新たな技術開発等に係る検定対象機械器具等について、その形状等が総務省令で定める技術上の規格に適合するものと同等以上の性能があると認められるものについては、総務大臣が定める技術上の規格によることができることとし、これらの検定対象機械器具等の技術革新が進むよう検定制度の整備充実を図っている。

検定制度については、平成20年10月に消防用ホースの型式適合検定時に試験サンプルのすり替えなどの不正行為が、また、平成22年3月に消防車両の圧縮空気泡消火装置等に用いられる泡消火薬剤が検定を受けずに販売されていたことが判明した。さらに、平成22年5月に実施された公益法人事業仕分けにおいて、「検定」について自主検査・民間参入拡大に向けた「見直し」等の評価結果が出された。これらを踏まえ、規格不適合品や規格適合表示のない検定対象機械器具等

を市場に流通させた場合の総務大臣による回収命令の創設や罰則の強化、登録検定機関の民間参入を促進するための要件緩和等を定めた消防法の一部を改正する法律が平成25年4月1日から施行された。

また、検定対象機械器具等のうち、主として消防機関が使用する「消防用ホース」及び「消防用結合金具」並びに建築物の実態変化でニーズが低下した「漏電火災警報器」を自主表示の対象品目へ移行する一方で、全住宅に設置が義務付けられている「住宅用防災警報器」を新たに検定対象機械器具等に追加する消防法施行令の一部を改正する政令が平成26年4月1日から施行された。

なお、平成25年に型式承認を受けた泡消火薬剤について、型式承認試験時に申請値と組成が異なるサンプルを提出する不正行為が行われたことが明らかになり、令和2年9月、消防法第21条の6の規定に基づき、型式承認の失効の行政処分を行った。

(2) 自主表示

消防法では、自主表示の対象となる機械器具等(以下「自主表示対象機械器具等」という。)は、製造事

業者等の責任において、自ら規格適合性を確認し、あらかじめ総務大臣に届出を行った型式について表示を付すことができるとされており、また、表示が付されているものでなければ、販売し又は販売の目的で陳列する等の行為をしてはならないこととされている。

また、検定対象機械器具等と同様に、規格不適合品や規格適合表示のない自主表示対象機械器具等に係る総務大臣による回収命令の創設及び罰則の強化を行う消防法の一部を改正する法律が平成25年4月1日から施行された。

自主表示対象機械器具等の対象品目については、「動力消防ポンプ」及び「消防用吸管」のほか、従来、検定対象機械器具等であった「消防用ホース」、「消防用結合金具」及び「漏電火災警報器」並びに一般に広く流通している一方で破裂事故等が多発している「エアゾール式簡易消火具」を新たに追加する消防法施行令の一部を改正する政令等が平成26年4月1日から施行された。

令和元年度中の製造事業者からの届出は、動力消防ポンプ35件、消防用ホース32件、消防用吸管0件、消防用結合金具22件、エアゾール式簡易消火具3件及び漏電火災警報器2件となっている。

8. 消防用設備等に係る技術基準の性能規定 …

消防用設備等に係る技術上の基準は、材料・寸法などを仕様書的に規定しているものが多く、十分な性能を有する場合であっても、新たな技術を受け入れにくいという面があるため、消防防災分野における技術開発を促進するとともに、一層効果的な防火安全対策を構築できるよう性能規定が導入されている。

その基本的な考え方は、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等と同等以上の性能を有するかどうかについて判断し、同等以上の性能を有していると確認できた設備については、従来の技術基準に基づき設置されている消防用設備等に代えて、その設置を認めるというものである。

消防用設備等に求められる性能は、火災の拡大を初期に抑制する性能である「初期拡大抑制性能」、火災時に安全に避難することを支援する性能である「避難安全支援性能」、消防隊による活動を支援する性能で

ある「消防活動支援性能」に分けられる。これらについて、一定の知見が得られているものについては、客観的検証法（新たな技術開発や技術的工夫について客観的かつ公正に検証する方法）等により、同等性の評価が行われる。

一方、既定の客観的検証法のみでは同等性の評価ができない設備等（特殊消防用設備等）を対象として、総務大臣による認定制度が設けられている。これは、一般的な審査基準が確立されていない「特殊消防用設備等」について、防火対象物ごとに申請し、性能評価機関（日本消防検定協会又は登録検定機関）の評価結果に基づき総務大臣が審査を行い、必要な性能を有すると認められたものを設置できることとするものである。令和2年3月31日現在、特殊消防用設備等としてこれまで73件が認定を受けている（**附属資料 1-1-51**）。

これらの規定を活用することにより、新技術等を用いた新たな設備等が、積極的に開発・普及されることが期待されている。

9. 火災原因調査の現況 ……………

科学技術の進歩による産業の高度化及び社会情勢の変化に伴い、大規模又は複雑な様相を呈する火災が頻発する傾向にあり、その原因の究明には高度な専門的知識が必要となる。

また、火災の原因を究明し、火災及び消火によって生じた損害の程度を明らかにすることは、その後の火災予防行政の在り方を検討する上で必要不可欠である。

火災の原因究明は一義的には地方公共団体の役割であるが、それを補完することは国の責務であり、消防機関から要請があった場合及び消防庁長官が特に必要があると認めた場合は、消防庁長官による火災原因調査を行うことができることとされている（P.307 第6章2. 火災原因調査等及び災害・事故への対応を参照）。

本制度による火災原因調査は、火災種別に応じて消防庁の職員により編成される調査チームが、消防機関と連携して実施するものであり、調査から得られた知見、資料を基に検討が行われ、消防行政の施策に反映されている。最近行われた消防庁長官による火災原因調査のうち、その結果を踏まえて消防法令の改正を

第 1-1-21 表 最近行われた消防庁長官による火災原因調査のうち消防法令の改正を行ったもの

No.	出火日	場所	用途等	消防庁の対応
1	平成24年5月13日	広島県福山市	ホテル (死傷者10人)	消防法施行令等を改正し、自動火災報知設備の設置基準を強化するとともに消防法令等の防火基準に適合している建物の情報を利用者に提供する「表示制度」を再構築し、運用を開始した。
2	平成25年2月8日	長崎県長崎市	グループホーム (死傷者12人)	消防法施行令等を改正し、スプリンクラー設備の設置基準の強化や自動火災報知設備と火災通報装置の連動を義務化した。
3	平成25年8月15日	京都府福知山市	花火大会 (死傷者59人)	消防法施行令及び火災予防条例(例)を改正し、一定規模以上の屋外イベント会場の火災予防上必要な業務に関する計画の提出義務化や消火器の準備を義務化した。
4	平成25年10月11日	福岡県福岡市	診療所 (死傷者15人)	消防法施行令等を改正し、消火器具、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、動力消防ポンプ設備及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準等の見直しを行った。

行ったものは、第 1-1-21 表のとおりである。

また、製品火災に係る火災原因調査の実効性の向上を図るため、消防機関に対し、製造・輸入業者への資料提出命令権及び報告徴収権を付与することとする消防法の一部を改正する法律が平成 25 年 4 月 1 日から施行された。

10. 製品火災対策の推進

近年、火災の出火原因が極めて多様化する中、自動車等、電気用品及び燃焼機器など、国民の日常生活において身近な製品からも火災が発生しており、消費者の安心・安全の確保が強く求められていることから、消防庁では製品火災対策の取組を強化している。

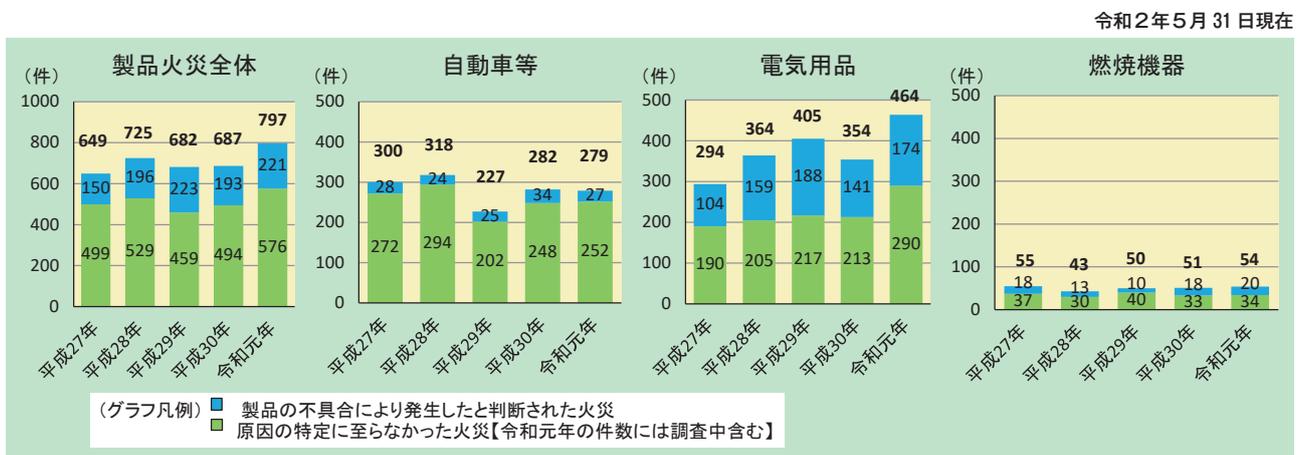
これらの火災について、消防庁では、各消防機関から火災情報を網羅的に収集する体制を確立し、発火源となった製品の種類ごとに火災件数を集計して、製造

事業者名や製品名などを四半期ごとに公表することにより、国民への注意喚起を迅速かつ効率的に行っている。

令和元年中に自動車等、電気用品及び燃焼機器の不具合により発生したと消防機関により判断された火災について集計したところ、製品火災全体では 797 件、うち「製品の不具合により発生したと判断された火災」が 221 件、「原因は特定されたものの製品の不具合が直接的な要因となって発生したか判断できなかった火災及び原因の特定に至らなかった火災」が 512 件、「現在調査中の火災」が 64 件であった（第 1-1-19 図）。

なお、近年、電気用品に係る製品火災においては、バッテリーに起因するものが多く発生している傾向がある。平成 30 年 2 月 1 日からモバイルバッテリーについては、電気用品安全法に基づく P S E マークの表示が義務付けられており、当該表示がないものについて販売が制限されるなど、危険防止が図られている。

第 1-1-19 図 最近 5 年間の製品火災の調査結果の推移



(備考) 詳細については、消防庁ホームページ参照 (URL : <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/cause/34530.html>)

この調査結果については、全国の消防機関に通知するとともに、収集した火災情報を消費者庁、経済産業省、国土交通省、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）と共有し、連携して製品火災対策を推進することとしている。

また、全国の消防機関が行う火災原因調査に対し、消防研究センターにおける専門的な知見や資機材による鑑識等の技術的支援を行うなど、消防機関の調査技術の向上を図り、火災原因調査・原因究明体制の充実に努めていくほか、製品火災に係る積極的な情報収集や、関係機関との連携強化を図ることにより、消費者の安心・安全を確保し、製品に起因する火災事故の防止を促進することとしている。

火災予防行政の課題

1. 住宅防火対策の推進 ……………

住宅用火災警報器の未設置世帯に対して早期に設置することを一層促進するとともに、平成28年6月に設置義務化から10年を迎え、既設住宅用火災警報器の機能劣化が懸念されることから、老朽化した住宅用火災警報器の交換などの適切な維持管理を促進することが重要であり、交換の際には、連動型住宅用火災警報器、火災以外の異常を感知して警報する機能を併せもつ住宅用火災警報器、音や光を発する補助警報装置を併設した住宅用火災警報器など付加的な機能を併せ持つ機器などへの交換を促す必要がある。

また、住宅火災において、寝具類や衣類が着火物となって多くの死者が発生していることから、防災品の普及を推進することが重要である。

このため、消防本部、消防団、女性防火クラブ、自主防災組織等と協力して、火災予防運動、住宅防火防災推進シンポジウム、住宅防火・防災キャンペーン等を通じた住宅防火対策の普及啓発等を更に推進していく必要がある。

2. 違反是正に係る関係部局間の連携の推進 …

大きな被害を伴う近年の火災のうち、平成24年5月広島県福山市ホテル火災、平成25年2月長崎県長崎市認知症高齢者グループホーム火災、平成25年10月福岡県福岡市診療所火災、平成27年5月神奈川県

川崎市宿泊所火災、平成27年10月広島県広島市飲食店火災については、関係部局間の情報共有・連携体制の構築が重要との指摘がなされている。

認知症高齢者グループホーム等の防火安全対策の更なる充実を図るため、関係部局間の情報共有・連携体制の構築について、関係省庁で検討を行い、「認知症高齢者グループホーム等の火災対策の充実のための介護保険部局、消防部局及び建築部局による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン」を平成27年3月に策定した。

また、立入検査時に把握した違反建築物等の情報について、消防部局及び建築部局等で適切に共有し、連携した違反是正指導を行っていくため、「建築物への立入検査等に係る関係行政機関による情報共有・連携体制の構築に関するガイドライン」を平成27年12月に策定した。

これらのガイドラインを踏まえた各地域における関係部局間の情報共有・連携体制の構築を推進していく必要がある。

3. 小規模施設における防火対策の推進 …

（1）自動消火設備の設置の促進

比較的小規模な高齢者施設や有床診療所において多数の人的被害を伴う火災が相次いだことを受け、平成26年の消防法施行令の改正により、自力で避難することが困難な方が入所する高齢者・障害者施設や避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院については、平成28年4月1日以降、原則として面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置が義務付けられたところである（経過措置期間：令和7年6月30日まで）。

一方、消防法においては、これらの建築物の構造特性等に鑑み、スプリンクラー設備に代えて、同様の機能を有し設置工事が行いやすいパッケージ型自動消火設備を設置することができることとされている。比較的小規模な施設の建物特性に対応した消火性能を有するパッケージ型自動消火設備に係る技術開発の動向を踏まえ、小規模な施設の実態に応じて設置を可能とする技術上の基準を平成28年1月に策定した。既存の有床診療所・病院についてはスプリンクラー設備の設置義務に係る経過措置が令和7年6月までとされていることから、このような動向を踏まえて、消防機関においてはスプリンクラー設備等の設置に関する適切な指導を進めていく必要がある。

(2) 小規模施設における消防訓練の実効性向上

多数の自力避難困難者が利用する小規模施設では、夜間は昼間に比べて職員数が少なく、火災が発生した場合には、限られた職員等により初期消火や消防機関への通報、自力避難困難者を介助しながらの避難誘導などを行う必要があり、夜間の火災時に適切に対応するための消防訓練を定期的実施することが特に重要である。

このため、自力避難困難者が利用する施設の関係者が、火災時に一時的に待避することが可能な屋内の場所を活用した水平避難による訓練を行う際の方法等について「自力避難困難者が利用する施設における一時待避場所への水平避難訓練マニュアル」を平成30年3月に作成し、11月には、施設関係者が、本マニュアルを活用した効果的な訓練を計画して実施するためのポイントを整理したリーフレットを作成したところである。本マニュアル及びリーフレットを参考とし、個々の施設の状況等に応じた具体的な訓練方法を整備し、訓練の実効性向上を図っていく必要がある。

4. 消防用設備等の点検報告の推進 ……………

防火対象物に設置された消防用設備等や特殊消防用設備等については、定期的な点検の実施とその結果の消防署長等への報告が義務付けられているが、点検、報告の実施状況が十分でない等の課題も散見されている。これらの消防用設備等の点検報告制度における課題を整理し、課題の解決策を議論するため、平成27年度から「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」を開催し、検討を進めている。

検討部会等において検討した結果を踏まえて、平成28年12月には、消防本部における点検報告率向上のための優良な取組を全国の消防本部へ展開し、消防本部による防火対象物の関係者への指導等の強化を図っている。

また、延べ面積1,000m²未満の小規模な宿泊施設、共同住宅、飲食店等の関係者が、自ら消防用設備等（消火器、非常警報器具、誘導標識、特定小規模施設用自動火災報知設備）の点検及び報告書を作成することを支援するため、令和2年3月31日から「消防用設備等点検アプリ（試行版）」の提供を開始した。

今後も引き続き、点検報告率向上のための取組を進めて、点検報告制度の適正な運用の推進を図っていく必要がある。

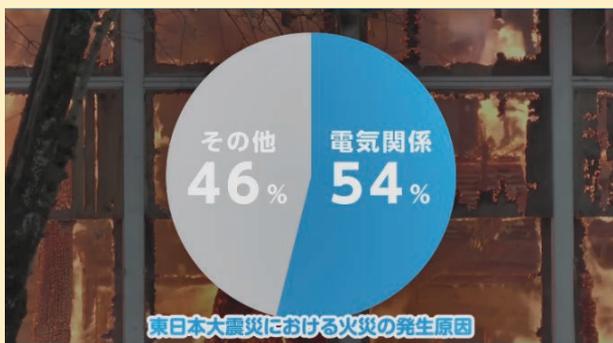
コラム

地震火災対策について

● 地震火災について.....

大規模地震発生時には、火災が同時に多くの地点で発生するおそれがあるため、消防力が不足し、住宅密集地等では大規模な火災の危険性が高くなる。

近年の大規模地震発生時には電気起因する火災が多く発生している。平成23年3月11日に発生した東日本大震災における本震による火災では、原因の特定されたもののうち過半数が電気起因したものであった。



また、地震に伴い、大規模かつ長時間に及ぶ停電が発生しており、停電からの復旧後の再通電時に出火する、いわゆる「通電火災」の発生が懸念される。

このような「通電火災」が発生した場合、住民が避難所等へ避難しており、出火時の初期消火が行えないといったおそれがある。

具体的に想定される「通電火災」のメカニズムについては次のとおりである。

- ▶ 転倒した家具の下敷きになり損傷した配線などに再通電し、発熱発火する
- ▶ 落下したカーテンや洗濯物といった可燃物がヒーターに接触した状態で再通電し、着火する
- ▶ 転倒したヒーターや照明器具（白熱灯など）が可燃物に接触した状態で再通電し、着火する

● 地震火災を防ぐ主なポイント.....

地震火災を防ぐためのポイントを地震発生前後のフェーズごとに次のとおり取りまとめた。

事前の対策

- ・住まいの耐震性を確保する

- ・家具等の転倒防止対策（固定）を行う
- ・感震ブレーカーを設置する
- ・ストーブ等の暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かない
- ・住宅用消火器等を設置し、使用方法について確認する
- ・住宅用火災警報器（連動型住宅用火災警報器などの付加的な機能を併せ持つ機器を推奨）を設置する

地震直後の行動

- ・停電中は電化製品のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜く
- ・石油ストーブやファンヒーターからの油漏れの有無を確認する
- ・避難するときはブレーカーを落とす

地震からしばらくして

（電気やガスの復旧、避難所などからもどったら）

- ・ガス機器、電化製品及び石油器具の使用を再開するときは、機器に破損がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認する
- ・再通電後は、しばらく電化製品に異常（煙、におい）がないか注意を払う

日頃からの対策

- ・自分の地域の地震火災による影響を把握する
- ・消防団や自主防災組織等へ参加する
- ・地域の防災訓練へ参加するなどし、発災時の対応要領の習熟を図る

● 消防庁の対応.....

消防庁では、地震火災発生メカニズム等を過去の事例をもとに紹介し、家具等の転倒防止措置、感震ブレーカーの設置、安全装置付きの暖房器具の使用など、日常での地震火災対策について周知する映像資料及び地震火災を防ぐポイントをまとめたリーフレットを制作し、公開しているところであり、広く国民に地震火災対策を周知するため、引き続き、積極的な広報を行っていく予定である。

消防署からのお知らせです

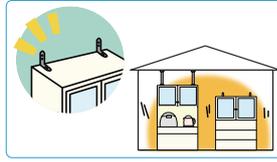
地震火災を防ぐポイント
地震火災対策きちんと出来ていますか？

事前の対策

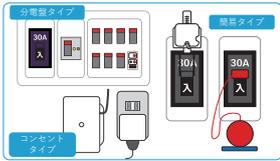
住まいの耐震性を確保しましょう



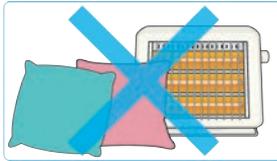
家具等の転倒防止対策（固定）を行いましょう



感震ブレーカーを設置しましょう



ストープ等の暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かないようにしましょう



住宅用消火器を設置し使用方法について確認しましょう



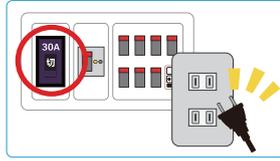
住宅用火災警報器を設置しましょう



※火災の際には避難指示や消防団員等の消防団員による火災発生時の対応を併せて確認・交換しましょう。※設置場所については消防団員等で定められています。

地震直後の行動

停電中は電気器具のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜きましょう。避難するときはブレーカーを落としましょう

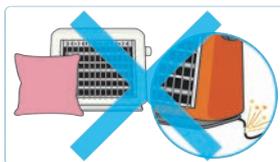


石油ストーブや石油ファンヒーターからの油漏れの有無を確認しましょう

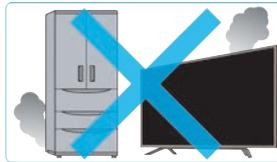


地震発生からしばらくして（電気やガスの復旧、避難からもどったら）

ガス機器、電気器具及び石油器具の使用を再開するときは、機器に破損がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認しましょう



再通電後は、しばらく電気器具に異常がないか注意を払いましょう（煙、におい）



日頃からの対策

消防団や自主防災組織等へ参加しましょう



地域の防災訓練へ参加するなどし、発災時の対応要領の習熟を図りましょう



お問い合わせ先

総務省消防庁

広報啓発用リーフレット